

(第一類 第三号)

衆百七十一回国会 法

務

委 員 会

議 錄 第 十 号

(一七七)

平成二十一年五月十二日(火曜日)

午後一時三十分開議

出席委員

委員長 山本 幸三君

理事 大前 繁雄君 理事 塩崎 恭久君 理事 谷畑 孝君 理事 細川 律夫君 理事 赤池 誠章君 近江屋信広君 木村 隆秀君 佐藤 鍊君 七条 明君 武藤 容治君 石閑 貴史君 古本伸一郎君 神崎 武法君 保坂 展人君

同日 辞任

森 早川 園田 平 滝 町村 平 谷口 矢野 荻山 清水鴻一郎君 将明君 克行君 教嚴君 信孝君 隆司君 隆義君 実君

同日 辞任

杉浦 正健君

佐藤 長勢 甚遠君

森山 真弓君

神崎 武法君

佐藤 治君

淳一君

一男君

同日 辞任

佐藤 佐藤

高木 毅君

七条 明君

谷口 隆義君

北村 茂男君

佐藤 鍊君

高木 毅君

七条 明君

谷口 隆義君

北村 茂男君

佐藤 鍊君

森山 真弓君

神崎 武法君

北村 茂男君

杉浦 正健君

同日 辞任

北村 茂男君

佐藤 鍊君

森山 真弓君

神崎 武法君

北村 茂男君

杉浦 正健君

同日 辞任

北村 茂男君

佐藤 鍊君

森山 真弓君

神崎 武法君

北村 茂男君

杉浦 正健君

同日 辞任

北村 茂男君

佐藤 鍊君

森山 真弓君

神崎 武法君

北村 茂男君

杉浦 正健君

同日 辞任

北村 茂男君

佐藤 鍊君

森山 真弓君

神崎 武法君

北村 茂男君

杉浦 正健君

同日 辞任

北村 茂男君

佐藤 鍊君

森山 真弓君

神崎 武法君

北村 茂男君

杉浦 正健君

同日 辞任

北村 茂男君

佐藤 鍊君

森山 真弓君

神崎 武法君

北村 茂男君

杉浦 正健君

同日 辞任

北村 茂男君

佐藤 鍊君

森山 真弓君

神崎 武法君

北村 茂男君

杉浦 正健君

同日 辞任

北村 茂男君

佐藤 鍊君

森山 真弓君

神崎 武法君

北村 茂男君

杉浦 正健君

同日 辞任

北村 茂男君

佐藤 鍊君

森山 真弓君

神崎 武法君

北村 茂男君

杉浦 正健君

同日 辞任

北村 茂男君

佐藤 鍊君

森山 真弓君

神崎 武法君

北村 茂男君

杉浦 正健君

同日 辞任

北村 茂男君

佐藤 鍊君

森山 真弓君

神崎 武法君

北村 茂男君

杉浦 正健君

同日 辞任

北村 茂男君

佐藤 鍊君

森山 真弓君

神崎 武法君

北村 茂男君

杉浦 正健君

同日 辞任

北村 茂男君

佐藤 鍊君

森山 真弓君

神崎 武法君

北村 茂男君

杉浦 正健君

同日 辞任

北村 茂男君

佐藤 鍊君

森山 真弓君

神崎 武法君

北村 茂男君

杉浦 正健君

同日 辞任

北村 茂男君

佐藤 鍊君

森山 真弓君

神崎 武法君

北村 茂男君

杉浦 正健君

同日 辞任

北村 茂男君

佐藤 鍊君

森山 真弓君

神崎 武法君

北村 茂男君

杉浦 正健君

同日 辞任

北村 茂男君

佐藤 鍊君

森山 真弓君

神崎 武法君

北村 茂男君

杉浦 正健君

同日 辞任

北村 茂男君

佐藤 鍊君

森山 真弓君

神崎 武法君

北村 茂男君

杉浦 正健君

同日 辞任

北村 茂男君

佐藤 鍊君

森山 真弓君

神崎 武法君

北村 茂男君

杉浦 正健君

同日 辞任

北村 茂男君

佐藤 鍊君

森山 真弓君

神崎 武法君

北村 茂男君

杉浦 正健君

同日 辞任

北村 茂男君

佐藤 鍊君

森山 真弓君

神崎 武法君

北村 茂男君

杉浦 正健君

同日 辞任

北村 茂男君

佐藤 鍊君

森山 真弓君

神崎 武法君

北村 茂男君

杉浦 正健君

同日 辞任

北村 茂男君

佐藤 鍊君

森山 真弓君

神崎 武法君

北村 茂男君

杉浦 正健君

同日 辞任

北村 茂男君

佐藤 鍊君

森山 真弓君

神崎 武法君

北村 茂男君

杉浦 正健君

同日 辞任

北村 茂男君

佐藤 鍊君

森山 真弓君

神崎 武法君

北村 茂男君

杉浦 正健君

同日 辞任

北村 茂男君

佐藤 鍊君

森山 真弓君

神崎 武法君

北村 茂男君

杉浦 正健君

同日 辞任

北村 茂男君

佐藤 鍊君

森山 真弓君

神崎 武法君

北村 茂男君

杉浦 正健君

同日 辞任

北村 茂男君

佐藤 鍊君

森山 真弓君

神崎 武法君

北村 茂男君

杉浦 正健君

同日 辞任

北村 茂男君

佐藤 鍊君

森山 真弓君

神崎 武法君

北村 茂男君

杉浦 正健君

同日 辞任

北村 茂男君

佐藤 鍊君

森山 真弓君

神崎 武法君

北村 茂男君

杉浦 正健君

同日 辞任

北村 茂男君

佐藤 鍊君

森山 真弓君

神崎 武法君

北村 茂男君

杉浦 正健君

同日 辞任

北村 茂男君

佐藤 鍊君

森山 真弓君

神崎 武法君

北村 茂男君

杉浦 正健君

こういうことで、一つは、このような事案は法務省入管局で多々あるのかどうか、御答弁をお願いいたしたいと思います。

○森國務大臣 今委員から御指摘のあつた事例でございますけれども、一般的に言えば、入国情理局においては、各種令状の請求について、事前に種々の調査を行つた上で法令に基づき適正に行つておると思つております。

ただ、委員御指摘の事案につきましては、結果的に摘発に入ったところが外国人全員が正規在留者であったという報告でございまして、関係者に多大な御迷惑をおかけしたわけでございまして、大変申しわけなく思つております。

ただ、こういった事例がしばしばあるかというと、そんなにあるということは聞き及んでおりませんし、また、この事例を踏まえまして、入国情理局には、改めて、十分な調査を行つた上で令状の請求や摘発を行うよう厳重に指示をいたしたところでございます。

○谷口（隆）委員 今大臣がおつしやつたように、これは多々あつたら困るわけで、これを受ける方の立場になると、経営者並びに従業員が受ける心理的な負担、これは大変なものだと思います。事によると倒れてしまうような経営者もおられると思うんです、これは突然入るわけでありますので。

それで、このようなことは厳重に注意されたと大臣の方からも今おつしやつたわけであります

が、先ほども申し上げましたように、令状を持つてきただくといふんですね。では、令状を請求するのは、法務省入管局の方でその令状を裁判所に請求するんだどうと思いますが、どういうような請求ぶり、要求ぶりだったのか、それと、大臣には、今後このようなことに対するどのように対応されようとしておられるのか、お伺いをいたしたいと思います。

○西川政府参考人 捜査というか調査の端緒といふのはいろいろございまして、本件の事件につきましては匿名の投書ということでございました。

匿名の投書に具体性があつたということで、その後、入国情理局において、当該対象となつてゐる会社についての稼働状況等を調査いたしました

り、それから付近の聞き込み的なものを実施いたしました、間違いがないということで令状を請求したと聞いておりますが、結果としては、先ほど先生がおつしやられたとおり、すべて正規滞在者だということで、確認が十分ではなかつたというふうに反省しているところでございます。

○森國務大臣 いずれにしても、先ほど申し上げましたけれども、たゞいま局長から御答弁申し上げたとおり、やはり令状を請求するに当たつては、十分な調査あるいは確認が必要であると思ってますので、その点、しっかりと指示をしましたところでございます。

○谷口（隆）委員 まさに本日、当委員会で審議をしていらっしゃいます入管法の改正案は、国際社会になつてしまひましたので、我が国にもやはり多数の外国人が来られるわけでございます。ほとんどの方は適法入国の外国人だらうと思いますけれども、中には不法な入国をされた外国人もおられるんだろうと思います。しかし、ほとんどそういうようなことが行われておらないという前提に立つたときに、今私が申し上げたような事案は、これは、大臣の方からは慎重に慎重にやるようになつたとき、私は申し上げたようになります

が、体制の問題から、あらゆるところをもう一度見直していただきたいと思うんです。

○森國務大臣 まさに、基本認識は委員が今おっしゃられたとおりだらうというふうに私も思います。

近年、我が国は国際化が進展し、新規入国者が著しく増加するとともに、我が国に居住する外国人の数も増加し、また、我が国に在留する外国人の構成も大きく変化をしてきております。そういうことから、現行制度上の問題が生じて、外国人の在留状況、とりわけ居住実態の正確な把握が困難になつてきております。

そこで、今回の改正によりまして、現行の入管法に基づいて行つてゐる情報把握と、外国人登録法に基づいて市區町村を通して行つてゐる情報把握の制度を改め、適法な在留資格をもつて我が國に中長期に在留する外国人を対象として、法務大臣が在留管理に必要な情報を継続的に把握する制度の構築を図ろうとするものでございます。これにより、在留管理に必要な情報を正確に把握できるようになるわけでございます。

○森國務大臣 今回の反省を踏まえまして、先生の御指摘をしっかりと受けとめて真摯に対処したいたいと思います。

○谷口（隆）委員 ゼひお願ひいたしたいと思います。

それで、先ほども申し上げましたが、この入管法と、今総務委員会で審議しております住基法は、裏表の関係であります。この入管法というのは、先ほども申し上げましたように、不法入国の先生がおつしやられたとおり、すべて正規滞在者がおつしやられたとおり、すべて正規滞在者だということで、確認が十分ではなかつたというふうに反省しているところでございます。

○森國務大臣 いざれにしても、先ほど申し上げましたけれども、たゞいま局長から御答弁申し上げたとおり、やはり令状を請求するに当たつては、十分な調査あるいは確認が必要であると思ってますので、その点、しっかりと指示をしましたところでございます。

私はこのように解釈しておるわけであります。これは裏表の関係でございますので、しっかりと整合性をとつていかなければなりません。

そこで、大臣に非常に密接に関係したこの二つの法案について、性格は全く異なつておるわけであります。どこのよくな形で整合性をとられようと考えておられるのか、御見解をお伺いいたしたいと思います。

○森國務大臣 まさに、基本認識は委員が今おっしゃられたとおりだらうというふうに私も思いました。

近年、我が国は国際化が進展し、新規入国者が著しく増加するとともに、我が国に居住する外国人の数も増加し、また、我が国に在留する外国人の構成も大きく変化をしてきております。そういうことから、現行制度上の問題が生じて、外国人の在留状況、とりわけ居住実態の正確な把握が困難になつてきております。

そこで、今回の改正によりまして、現行の入管

法に基づいて行つてゐる情報把握と、外国人登録法に基づいて市區町村を通して行つてゐる情報把握の制度を改め、適法な在留資格をもつて我が國に中長期に在留する外国人を対象として、法務大臣が在留管理に必要な情報を継続的に把握する制度の構築を図ろうとするものでございます。これにより、在留管理に必要な情報を正確に把握できるようになるわけでございます。

そこで、質問させていただくわけであります。

が、現行法では市町村の行つてゐる外国人登録原票というのがあります。外国人登録原票といふのは、法務省の法定受託事務になつておるわけです。ですから、市町村においては、この登録原票の責任は法務相が持つていらっしゃるわけであり

今回の住基法の改正案は、今、総務省でやつておられます住基法の改正案は、外国人であつても住民基本台帳に、今、我が国国民が記載されておる住民基本台帳に外国人も入れていこうと。その中に、当然ながら、追加的な情報は入れるわけあります。ですが、そのようなことをして、基本的な行政サービスを提供していくようになります。

そこで、今審議をしております住基法は、今回、自治事務ということになりました。登録原票は法定受託事務だったわけです。このことを、自治事務になつたということを、きょう、総務省からも来ていただいていると思いますが、まず確認

○佐村政府参考人 今先生から御指摘賜りました
ように、住基法改正案におきましては、外国人に
つきましても、日本人と同様に住民基本台帳法の
適用対象に加えることとしてございます。
日本人の住民に係る住民票の作成は、御指摘の
とおり、また市町村の自治事務でございまして、
外国人住民に係る住民票の作成事務につきまして
も、日本人の住民と同様に自治事務となるもので
ございます。

○谷口(隆)委員 今回、住基法またこの入管法で、それぞれで、さっきも申し上げましたように、從来市町村で行われておった外国人登録原票が住民基本台帳ということに変わりますので、法定受託事務から自治事務に変わつた。自治事務に変わることとは、法務省入管当局は、その情報をつけらかに見るということはできません。この所管は自治体にあるわけでございます。

そこで、今回のこの入管法の改正で、外国人登録情報について、現行法にはない調査権を整備し

たいというような、この法律の端緒をさつきも申し上げましたが、書いてあります、この調査権とはいかなるものを指すのか、お伺いをいたしたいと思います。

○西川政府参考人 お答え申し上げます
今回の改正案にあります調査権は、入管法の第十九条の十九に規定されております。この規定により法務大臣が調査することができるのは、入管法により中長期在留者に関して法務大臣に届け出ることとされた事項、すなわち、氏名、生年月日、性別、国籍等、住居地、所属機関などについてだけであります。

具体的には、これらの届け出事項について、外国人本人及び雇用先、学校、研修先などの所属機関からの情報を照合した結果、事実と異なる疑いがある場合には、あくまでも任意の方法でござりますけれども、外国人その他関係者に質問をしたり、文書の提示を求めたり、公私の団体に照会するなどの方法により行うということにしておりま

○谷口(隆)委員 今、外国人登録原票ということがござりますので、現行法ではそのあたりはつまびらかに把握できるわけですね、法務省入管当局は。ですから、ちょっと今おっしゃったのは何か違和感があるんですが、現行法でつまびらかにわかつておつて、今回また住民基本台帳に切りかえて、これは自治事務になるわけありますから、この調査権をもつと拡大したい、法務相に調査権がないので調査権を持ちたいというようなことと今

○西川政府参考人 現在、確かに外国人登録制度において、登録事項についての情報は法務省にももたらされているということでございますが、この外国人登録制度による登録事項については、法務相には調査権というものは定められておりません。したがつて、その真偽についての調査をすることはできないということでございました。

留管理上必要な情報について法務大臣が調査をす

るということをございまして、まず基本的には、在留管理と住民基本台帳制度とは、目的を異にする別個の制度でございます。それぞれの制度においては、

いて、把握する情報の範囲も異なります。入管官署局としては、あくまで在留管理上必要な最低限度の情報を取り得る、それについての調査を行つ、こういうふうに考えております。

同様に、追加的な情報も一緒にその中に入つてくるわけであります。これは自治事務になりますから、自治事務ということは所管が市町村になるわけでありまして、先ほど何点か限定された項目について局長の方からおっしゃつたんですが、これは、勝手にその情報をすることはできない、見た目通りすることはできないということになると思いま

すか。このことはどうお考えなのか。
もう一つは、住居地情報は、先ほど何点かおつ
しやつしたことなんだけれども、転入、転出の情報
ですが、これは今回、法定受託事務になつております。
法定受託事務になつておるので、今度は市
町村の方は、そのことの情報を見せろといったときには拒絶はできないというように考
えられるわけであります。このことについてどのようにお考
えなのか、お伺いいたしたいと思います。

本台帳の作成というのはあくまで市区町村の自治事務ということをございますので、法務大臣が外国人の住民基本台帳の内容を勝手に見るということは許されておりません。これは法律上もそうで、今後構築されるであろうシステム上もそのようになるというふうに考えております。

なお、入管法上、居住地情報については法務大臣も把握する必要がございます。市区町村においても、これを把握する必要があるということであつうというふうに思います。そこで、外国人の負

担軽減を図る観点から、外国人の方から市区町村の窓口に届け出でいただくことにし、法務大臣は

市区町村から住居地情報を通知していただくということになる、この部分に限りましては、市区町村の法定受託事務ということになります。

○谷口 隆委員 今お伺いいたしておりますのは、この両法案が成立をした時に、自治体がどういう対応をとればいいのかいろいろの判断に迷うことのないように申し上げております。そのような観点で今質問させていただいているというふうな観点で御理解いただきたいと思います。

村に適時適切に提供するということになつておりますが、正確な情報を適時適切に提供するということは具体的にどのようなことをおっしゃつておるのか、これも教えていただきたいと思います。

○西川政府参考人 法務大臣は、外国人住民に係る住民票記載事項に変更等があつたことを知つたときは、遅滞なく、その旨を市區町村へ通知しな

ければならないというふうにされております。
具体的にどのような情報かと申し上げますと、
外国人日本人から氏名、生年月日、性別、国籍等に
ついて変更届け出があった場合や、在留資格の変更
あるいは在留期間の更新の許可等によって、新た
な在留資格や在留期間が決定された場合に、こ
れらの情報を市区町村に通知することとしており
ます。

○西川政府参考人 今まで申し上げました住居の関係、それから入管の方からの正確な情報、それ以外に市区町村の方で、当該外国人の方が亡くなられた、あるいは生まれたということについての情報のやりとりがございますが、これが法律で定められている情報のやりとりということでござります。

以上でございます。

私自身もその状況をつまびらかに聞いておると、そういうふうにしてこれはやり過ぎだなというようなことがあつたので、法務省入管局と市町村との間の関係、これを詳細に詰めていかないと、法務省は法務省で考えておることがある、また自治体は自治体で、市町村は市町村で考えていることがあるということになつてまいりと、どうもその整合性の問題で困つたことが出てくるかもしれません。

そういうようなことをすると、市町村においては、台帳の正確性を確保するということが非常に重要なのでございます。また、この入管法では、法務省入管局では市町村に適時情報を提供するということで、この正確性が確保されるわけでありますけれども、この権限、両者の間の権限と責任というものは一体どういうように調整をすればいいのかということがあるのであらうと思うんであります。

具体的にこの調整の方法といいますか、整合性を維持する方法といふのはどういう方法があるのか、総務省に初めにお伺いをし、後、法務省、できましたら法務大臣の方から御答弁いただければというふうに思います。

○佐村政府参考人 先生御指摘のとおり、住民基本台帳制度は、住民の方々の利便の増進と市町村等の行政の合理化を目的とする、そういう自治事務でございます。入国管理制度は在留管理を目的とする國の事務であつて、この二つの制度はその目的を大きく違えております。

しかしながら、またこれも御指摘ありましたけれども、情報の正確性を確保するとともに、外国人住民の方の届け出の負担軽減を図る、そういう観点も重要な要素でございまして、そのため、把握している情報に変更があつた場合には、行政機関の中で相互に必要最低限の通知を行うという仕組みが必要かと考えてございます。

具体的には、先ほどから出ておりますように、法務大臣の方から在留資格、在留期間等の変更情報を適切に市町村長に通知いただきたいに、住所情報等に変更があつた場合には、市町村

長が法務大臣に通知をする、そういうふうにしているものでございます。

○森国務大臣 今まで申し上げているとおり、今は、行政サービス上極めて有益だと思います。また、もちろん入管、在留管理にとつても市区町村にからの情報提供は重要でありますので、お互いの整合性がとれて、かつ先生から再々御指摘があるように、行き過ぎになつて、入管の方が立ち入り過ぎるようなことのないように、責任の区分をしつかりして運用をちゃんとしていくべきだと思っています。

○谷口(隆)委員 現行法の外国人登録原票というものは、市町村からしますと法定受託事務でござります。ところが、先ほど申し上げましたように、これが自治事務に変わることとは、実は整理をしなければならないことでございます。

ですから、先ほどからもう何回か申し上げておりますが、法務相の権限で個人の住民基本台帳をのぞき見ることはできない、局長の方からおつしやつたように、限定されたところだけができるわけでありまして、そのあたりのところをよく詰めていたただかなければなりません。

なぜ私がこういうことを言うかといいますと、私どもの党で、法務部会と総務部会との間の、この二つの法案をめぐる合同部会をやつた。そのときにも、どうも法務省と総務省との間の調整ができるように思えなかつたことがあつたわけです。そこを法務省の方は、あのときの部会で訂正されました。そこでまだ話まっていないのではないかと思われるような節がありましたが、ぜひ、先ほど申し上げましたような、両者間の、市町村とまた入管当局との間の調整をきちっと行っていたくということをお願い申し上げまして、時間が参りましたので、これで終わらせていただきたいと思います。

○山本委員長 次に、稻田朋美君。

○稻田委員 自由民主党の稻田朋美でございます。

本日は入管法改正についてお伺いをいたします

が、その前に、先週報道されました足利事件について刑事局長にお伺いをしたいと思っております。

この事件は、平成二年、幼女が殺害された事件で、その一年半後に逮捕されましたが菅家受刑者が、DNA鑑定の結果が決め手となって無期懲役が確定したんですけれども、今回、幼女の下着に付着していた精液のDNA再鑑定の結果、受刑者のものとは別人のものである可能性が極めて高いということが明らかになり、再審開始の公算が高まつたと報道された事件であります。

まだ審理中といいますか、再審開始が問題になつておりますので、具体的な答弁はできないかと思うんですけども、この事件で浮き彫りになりましたDNA鑑定の問題点についてお伺いをいたしたいと思っております。

DNA鑑定が議論された事案といたしましては、この委員会でも、国籍法の改正に伴つて偽装認知を防ぐためにDNA鑑定を要件とすべきではないかという議論がございましたし、また、民法七百七十二条改正の問題でも、離婚後三百日以内に生まれたお子さんの前夫の推定を外すのに、DNA鑑定を要件として外すべきではないか、そういった議論がなされたこともございます。

私は、いずれの問題についても、DNA鑑定を安易に民法の法制度の中に、また国籍法もそうですけれども、入れることは、日本の家族制度自体を変容させることになり妥当ではないんじゃないかなということを申し上げてまいりました。

それともう一つ、やはり、DNA鑑定というのが必ずしも完全なものなのか、また万能なもののかという問題もあると思います。

今回、捜査段階とは正反対の鑑定結果が出たわけです。DNA鑑定の精度が当初より随分高くなつたということもあつたと思われますけれども、DNA鑑定が一〇〇%ということでもない。また、反対に、DNA鑑定の精度が高いということは、かえつてその結果を妄信する、そして他の証拠の評価がおそろしくなるのではないか、このようにも思います。

また、検体が被疑者のものであるかどうか、それがから検体の保存状態がどうだったかということは、かえつてその結果を妄信する、そして他の証拠の評価がおそろしくなるのではないか、このようにも思います。

今回の鑑定では、十九年前の検体の鑑定ということも、結果に影響を及ぼすこともあると思います。今回も、その保存状態がどうだったのか、それがによって正確な結果を果たして得ることができたりたのかということも議論になるのではないかと思つております。

今回の事件を踏まえて、今後、捜査段階のDNA鑑定の取り扱いや、またDNA鑑定の信用力の問題について、刑事局長はどうなお考えか、お伺いをいたします。

○大野政府参考人 御指摘の足利事件につきましては、委員が述べられましたように、現在、再審請求の即時抗告審が係属中であり、検察当局におきましては、先ほど御紹介のありました鑑定の内容を現在十分に精査、検討している最中でござります。

DNA型鑑定につきましては、平成に入つてからと申しましようか、急速に技術的な、あるいは精度的な進歩が見られるところでありまして、科学的原理については理論的な正確性が認められるということでございますし、また、鑑定試料が微量であつても鑑定が可能であり、個人識別精度もこれまでのところでは、DNA鑑定の扱いについてでございます。

足利事件では、捜査の早い段階で行ったDNA鑑定と今回DNA鑑定で全く正反対の結論が出了たわけであります。菅家受刑者は、報道によりま

いうわけですけれども、DNA鑑定が判決の有力な証拠になつたことは間違いないところだと思います。

今後、捜査段階とは正反対の鑑定結果が出たわ

しているわけでございます。

ただ、今委員が御指摘になりましたように、DNA型鑑定の結果というのも、さまざまな条件のもとで正当な位置づけをした上で判断をしないといけないものでございます。

したがいまして、捜査当局におきましては、單にDNA型鑑定の結果だけを取り上げるということではなく、被疑者と犯人の結びつきの立証といふ観点からは、そうした客観的な証拠を収集する、あるいは目撃者等第三者の供述、あるいは裏づけがされ、秘密の暴露を含む信用性のある被疑者の供述を得るなどということで、そういう証拠の全体構造の中では、ほかの証拠との整合性についても十分に目配りをした上で、事案の真相解明に努めているというように承知しております。

とりわけ、先ほどおつしやられた鑑定試料の採取や保管の状況等につきましても、細心の注意を払わなければいけないことは当然であろうというようと考えているところでございます。

○稻田委員 もうすぐ裁判員制度も始まりまして、一般人が証拠の評価をしなければならなくなっているわけですから、その意味からもDNA鑑定の位置づけやその功罪についても検討して議論をしなければならないのではないかと思っております。

また、今回の事件で、報道から私が感じる限りなんですが、弁護側は既に平成九年に、DNA鑑定について疑問だとする証拠を最高裁に提出していただけであります。

DNA鑑定に疑問があるという主張がなされた場合、再鑑定というのはもつと積極的に認めていいのではないか。仮に同じ結果だつたらその補強になるわけですし、もしそれが違つていれば大変なことであるわけですから、なぜ早く再鑑定をしなかつたのか、これも反省すべき点ではないか、このように考えております。

それでは、入管法の改正の問題に移らせていただきます。

今回、外国人登録制度を廃止して、新たな在留

管理制度を導入し、在留カードと特別永住者証明書の制度に変更をするわけですが、これは今までの外国人在留管理制度を大きく変更する大改正だと思います。

そしてまた、今回の改正で、再入国許可の緩和ですとか在留期間の上限の伸長など、在留外国人の方々に対しさまざまな利便性が講ぜられるわけですが、こういった緩和措置については、不法入国ですとか不法の滞在というものは許さない、度というものが大ると思うのですけれども、こういった点の法務大臣の所見をお伺いいたします。

○森国務大臣 現行の制度では、法務大臣は、入管法に基づいて、外国人の入国時や在留期間の更新時等の各種許可に係る審査を行う際に、外国人から必要な情報を取得しております。一方、在留期間途中における事情の変更については、法定受託事務として市区町村が実施している外国人登録制度を通じて把握することといたしております。

ところが、近年、我が国の国際化が著しく進展いたしまして、新規入国者数が急増するとともに、我が国に居住する外国人の数も増加し、また、我が国に在留する外団人の構成も大きく変化していることなどから、外国人の在留状況、とりわけ居住実態の正確な把握が困難になってきております。

そこで、今回の改正により、現行の入管法に基づいて行っている情報把握と、外国人登録法に基づいて市町村を通して行っている情報把握の制度を改め、適法な在留資格をもつて我が国に中長期に在留する外国人を対象として、法務大臣が在留管理に必要な情報を継続的に把握する制度の構築を図ろうとするものであります。これにより、在留管理に必要な情報を正確に把握することができることになります。

一方、特別永住者の方々については、現行の外国人登録制度や在留管理制度において正確な情報把握の観点から大きな問題があると指摘されていなかったわけではありませんので、新たな在留管理制度

の対象とはいたしておりません。したがつて、外国人登録制度の廃止に伴い、現在特別永住者の方々に交付されている外国人登録証明書が特別永住者証明書にかわることなどを除きますと、現行の制度を実質的に維持することといたしております。

具体的に、特別永住者証明書の記載事項については、これを必要最小限にするとの観点から、外国人登録証明書の記載事項と比べて大幅に削減しておりますが、記載事項の変更や再交付などに係る手続は、従来どおり市区町村の窓口で行うこととしております。

いろいろ申し上げましたけれども、要するに、今までの、ある点の把握から線の把握にして管理を的確にすると同時に、外国人に対するサービスもしやすくなるようにする改正でございます。○稻田委員 いろいろ具体的に大臣からお答えをいたいたんですけれども、今回は、厳格にきちんと管理制度を通じて把握することといたしてお伺いを講ずるんだという趣旨であるというふうにお伺いをいたします。

さて、何人かの委員からこの質疑の中でも質問がございましたが、今までの外国人登録証では、不法滞在者にも交付をされた、そのことにより不法滞在者の在留継続を容易にしていたという問題もありました。また、外国人登録証を見ても、一見して不法滞在かどうかということがわからないため、不法就労を助長する結果にもなつてましたということであります。

今回、外国人登録証にかわるものとして、中長期間在留者については在留カード、また特別永住外国人については特別永住者証明書となつたわけであります。その趣旨は何か。また、この常時携帯義務違反について、在留カードについては罰則で、また特別永住者証明書については過料で制裁が定められています。その趣旨は何か。また、この常時携帯義務違

反について、在留カードについては罰則で、また特別永住者証明書についても罰則で、これが違法に違反しているわけですから、このように考えております。

そこで、入管法の改正の問題に移らせていただきます。

○西川政府参考人 お答え申し上げます。

まず在留カードの方ですけれども、これは、一般的の外国人で我が国に中長期適法に在留する外国人にしか出さないということでございます。それそれで、不法入国者、不法滞在者は相当数減りましたけれども、依然としてなお多数存在している、このような状況のもとで、外国人の身分関係、居住関係、それから在留資格の有無等を即时に把握するということが必要であるということです。また、現行法上、外登証や旅券の携帯義務違反の検挙件数は今なお相当数存在する、これは不法滞留等の入管法違反の犯罪の明につながっています。そこで、不法滞在対策上大きな支障を生じるという点もございますので、刑事罰とうに考えております。

在留カードに関しましては、罰金ということでは、今の状況に加えまして、もし刑事罰に付さないということになれば、現場で現行犯逮捕ができるなくなるということです。不法滞在対策上大きな支障を生じるという点もございますので、刑事罰とうに考えております。

他方、特別永住者でございますけれども、特別永住者は、歴史的経緯及び我が国における定住性にかんがみて特段の配慮が必要であることはもちろんでございますが、やはり日本人とはその法的地位が異なるため、その身分関係、居住関係を即時に把握する必要がある場合もあります。それで、現段階では、特別永住者証明書の携帯義務これに違反した場合における行政罰を維持することが相当であるというふうに考えているというふうでございます。

○稻田委員 ただいまの局長の答弁で、いずれにしても、両方ともやはり携帯をいただいて、即時

にその資格を確認することにするために、罰則まで行政罰を科しているんだという御説明でございました。

ところが、この委員会の質問の中でも、特別永住外国人の方々の証明書の携帯義務違反について、大臣が答弁で、「特別永住者の常時携帯義務の罰則が過料となつた平成十二年四月一日以降、過料を適用するため裁判所に通知を行つた例はございません。」というふうに答弁をされているわけですが、なぜこの規定についてこういつた謙抑的な運用をされているのか、お伺いをいたします。

○西川政府参考人 今委員御指摘のとおり、平成十一年に改正されました外国人登録法の規定が施行された平成十二年四月一日以降、法務省入国管理局が特別永住者につき外国人登録証明書常時携帯義務違反による過料を適用するため裁判所に通知を行つた例はございません。

これについては、特別永住者についてはその歴史的経緯及び我が国における定住性にかんがみまして特段の配慮が必要であるということや、平成十一年外登法等の改正の国会審議において、特別永住者の外国人登録証明書常時携帯義務違反に対する罰則の適用に当たつては、改正により刑事罰の対象から除外された趣旨を踏まえ、違反者に対する行政罰について、その運用は抑制的であらねばならず、いやしくも濫用にわたることのないように努める旨の附帯決議がなされていること等から、特別永住者の外登証の常時携帯義務違反の運用については弾力的な運用を行つておられます。

○稻田委員 確かに、その附帯決議があつて、濫用になつちやいけないというのはそのとおりだと思いますけれども、今回の改正でも過料は維持をして、その必要性があるということでござります。

私は、やはり、法律で決めている場合には、実際に運用はきちんと法を適用してもらわないと、それは濫用に当たらないような場合であつても行い、政の判断で適用しないというようなことをしています。

るとすれば、それは行政権の裁量権を逸脱しているのではないかと思うわけであります。もちろん、運用が濫用になつてはいけない、当たり前のことでありますけれども、適正に適用すべき、そういう場合には適用する、そうしないと、まさに不作為によつて立法を行つてはいるのと同じことになるのではないかということを感じるわけになります。

この件に関連いたしまして、入管法ではなく国籍法の問題なんですけれども、法務大臣は、外国の国籍を有する日本国民が国籍を選択しなければならない時期になつたにもかかわらず選択をしないときには、書面で催告ができるということになつっています。ところが、この催告を一度もなさつたことがないということを聞いて、私は驚いているわけであります。

我が国は二重国籍を認めていないにもかかわらずこの催告制度を一度も行わないというのではなく行政の怠慢で、もつと言うと、不作為によつて事実上二重国籍を認めているという、そんな運用をしていることになるのではないかと思います。

けれども、民事局長の見解をお伺いいたします。

○倉吉政府参考人 ただいま委員御指摘のとおり、法務大臣がこの法律に基づく国籍の選択をするわけでありまして、もしこの法律に問題があるのであれば、例えばそういつた催告をして国籍を失うまでの期間を延長するとか、そういうた議論をするならともかく、犯罪にならない限り全くこの規定を適用しないというのは、私はやはりおかしいんじゃないかなと思っております。

私は、国会で議論して立法した法律を忠実に行つたというのが動機のようございます。

国籍法が改正されて、胎児認知だけでなく出生後認知も子供に日本国籍を与えるようになつたわけですから、これからますます、母親が在留資格取得目的で偽装認知をするというような場合がふえる可能性があるわけですが、今回新設の取り消し事由で、こういつた偽装認知事案に有効に対応できるかどうか、その点についてお伺いをいたしました。

○西川政府参考人 お答え申し上げます。

この外国人登録証に関連をいたしまして、先ほども住民基本台帳の問題などが質疑されておりましたが、一つ確認をしたいんですけども、今まで重国籍が解消されるよう、国籍選択制度の周知に努めているところであります。

国籍の弊害が現実化し、我が国の国益が著しく損なわれるようなケース、このようなケースが生じた場合には、催告の必要性というものを持ちつと検討していかなければならない、このように考えております。

○稻田委員 重国籍の弊害が現実化して国益が侵害されるおそれがあるというのは、一体どういう場合を想定されているんでしょうか。

○倉吉政府参考人 一つの典型としては、犯罪に利用されるというケースがあるうかと思います。例えば、ある外国で、Aという名前の旅券を使用して日本に入つてくる。日本に入つてきて、重国籍ですから、今度は日本の、例えば甲という名前を使って、重大な犯罪に関与する。そしてまた、外国のAという名前の旅券を使用して出国する。このようなことを繰り返していた者について、そのような行為が判明した。日本の裁判所で有罪の判決を受けた、このようなことがある場合には、その者について催告をして、法律上の手続を行うということが考えられると思つております。

○稻田委員 犯罪に利用されない限り二重国籍は默認をしているというように今の答弁では聞こえるわけであります。もしこの法律に問題があるのであれば、例えばそういつた催告をして国籍を失うまでの期間を延長するとか、そういうた議論をするならともかく、犯罪にならない限り全くこの規定を適用しないというのは、私はやはりおかしいんじゃないかなと思っております。

私は、国会で議論して立法した法律を忠実に行つたというのが動機のようございます。

国籍法が改正されて、胎児認知だけでなく出生後認知も子供に日本国籍を与えるようになつたわけですから、これからますます、母親が在留資格取得目的で偽装認知をするというような場合がふえる可能性があるわけですが、今回新設の取り消し事由で、こういつた偽装認知事案に有効に対応できるかどうか、その点についてお伺いをいたしました。

○西川政府参考人 お答え申し上げます。

この外国人登録証に關連をいたしまして、先ほども住民基本台帳の問題などが質疑されておりましたが、一つ確認をしたいんですけども、今まで重国籍が解消されるよう、国籍選択制度の周知に努めているところであります。

では、外国人の方々は住民票に該当するようなものがなくて、外国人登録事項証明書という形だった場合には、催告の必要性というものをきちっと裁判所で住所の証明が必要になつた場合に、日本人の方々の方が日本人以上に結局保護されている方々については弁護士の職務上の請求をしないとの住所を證明できないということになり、外國の方々については弁護士の職務上の請求をしないという結果になつたんです。今回の改正により、日本人の住民票取得と同じ基準でとれるようになります。かうか、その点、確認をしたいと思います。

○西川政府参考人 お答えを申し上げます。

住民基本台帳法の改正が予定されまして、外国人住民も住民基本台帳の対象ということにされまします。外国人住民に係る住民票の閲覧、交付につきましても、日本人の場合と同じ扱いになるものというふうに承知をしております。

○稻田委員 今回の改正で、在留資格の取り消しについて新設規定が幾つかござります。その中に、例えば、最近、アルゼンチン国籍の無職の女性が、妊娠した子供を日本人男性が認知すれば日本国籍を得られる胎児認知を悪用して、子供の日本国籍を不正に取得したという疑いで、認知した男性を逮捕したという事件がありました。このケースでは、子供が日本国籍を取れば、母親は養育名目で特別在留資格を得ることができると思つたというものが動機のようございます。

私は、国会で議論して立法した法律を忠実に行つたというのが動機のようございます。

国籍法が改正されて、胎児認知だけでなく出生後認知も子供に日本国籍を与えるようになつたわけですから、これからますます、母親が在留資格取得目的で偽装認知をするというような場合がふえる可能性があるわけですが、今回新設の取り消し事由で、こういつた偽装認知事案に有効に対応できるかどうか、その点についてお伺いをいたしました。

○西川政府参考人 お答え申し上げます。

今回新設した在留資格取り消し事由のうちの一

つに、偽りその他不正の手段により在留特別許可を受けたことというものがございます。

例えば、不法残留する外国人女性が、外国人との間で生まれた子供を、日本人男性との間に出生し、当人から認知を受けた実の子供であるというふうに偽りまして、当該子を監護養育していると裝うことにより在留特別許可を受けたような、いわゆる偽装認知の事案につきましては、このような事実が判明したときには、在留資格の取り消しが可能となり、適切に対応できるものと考えております。

○稻田委員 それから、あと、配偶者の身分を有する者としての活動を継続して三ヶ月以上行わないで在留していることを取り消しの事由に挙げています。

これに対して、DVの被害者をどのように扱うのかとか、有責配偶者の場合をどうするのかという問題について、政府参考人から、他の在留資格への変更が可能である場合が多いということで、在留を認める方向で対処をされるかのような答弁をされているんですけど、DVの被害者ですかとか有責配偶者の被害者かどうかというのは、本来、裁判を通じてでないとなかなか明らかにならない事由でもあると思うんですけども、こういった場合に特別扱いをするのかどうか。また、特別扱いをするのであれば、一体どういう基準で認定をするのか。その点についてお伺いしたいと思います。

○西川政府参考人 まず、前提といたしまして、配偶者からのドメスティック・バイオレンスが原因で離婚したような事案、あるいは有責配偶者である日本人配偶者との間で婚姻の実態が存在しないような事案は、形式的には、配偶者の身分を有する者としての活動を継続して行わないで在留することの要件に該当することになりますが、このような事案に関しては、申請があれば定住者等の在留資格への変更の許可が見込まれる場合があります。在留資格取り消し手続における意見聴取の際に、外国人に対して、在留資格変更申請を行なう

意思があるか否かを確認し、在留資格変更を許可するのが相当である場合には、在留資格取り消し手続を終了させ、外国人の在留資格は取り消せないことを考えております。

いまして、当該外国人が真にドメスティック・バイオレンスの被害者である場合、日本人配偶者が有責配偶者である場合に、新たな資格該当性を踏まえて行われるというものでございますから、当然の前提として、当該外国人に認められる事情を適切かつ正確に把握する必要があるというふうに考えております。

在留資格取り消し手続におきましては、当該外国人の意見を聴取することになりますし、事実の調査をすることになりますので、これらの手続を通じて事実関係をきちんと把握して、その上で適切に対応してまいりたいというふうに考えております。

○稻田委員 この要件の適用については、やはりできるだけ客観的に適用いただいて、その上で他の資格への変更が可能であるかどうかということをさらに判断するというふうに伺っております。今回の改正では、年々ふえ続ける在留外国人の方々の在留管理制度を適正にして不法滞在や不法な在留資格の取得を防ぎ、その上で、適法に在留しておられる外国人の方々に今まで以上に利便を享受いただこうというものであり、私は極めて有益な改正であると思いますので、速やかに成立することを願つております。

出入国管理や在留資格の管理といった我が国の治安と国益に直結する行政については、安易に、自らの感情とか、ちょっと失礼な言い方かもしれないが、茶の間の正義的な発想で行政を行われませんが、茶の間の正義的な発想で行政を行われた結果、申請中などの仮放免許可中の者についてでございますが、今回の住民基本台帳法の一部改正案によりまして新たにその適用対象とされるのは、観光目的で入国をした短期滞在者などを除く、適法に三ヶ月を超えて在留する外国人としてござります。

仮放免とは、不法滞在者が退去手続のために入国管理局の施設に収容されているといった場合でございまして、出国準備などのために一時的に身体の拘束を仮に解くといった制度と承知しておりますので、早急な法の成立とそして公平公正な法の実施を行政各位に望みまして、私の質問を終わらせていただきたい、このように感覚しておりますので、早急な法の成立とそして公平公正な法の実施を行政各位に望みまして、私の質問を終わらせていただきました。

○山本委員長 次に、細川律夫君。

○細川委員 民主党の細川でございます。

入管法の改正案についてお伺いをいたします。

先週金曜日に、参考人に対する質疑をいたしました。この中で、いろいろな問題点が明らかとなつてまいりました。

一つは、今度の改正で在留管理が強化されることに伴いまして、不法滞在者などがあります地下に潜って、海外への送金などもアンダーグラウンドの金融を利用するなど、問題が多くなるという点でございます。これについては、私も、しっかりと取り組んでいかないといけない、かえって状況が悪化をするのではないかというような危惧を持っています。

現在は在留資格がなくとも外国人登録証が取得できるのに対しまして、この改正では、在留資格がないと住民基本台帳に載せることができないということになつております。この点は、直接的には入管法の法案ではなくて住基法の改正案といふことにならうというふうに思いますけれども、難民の申請中あるいは在留特別許可を申請中といふような仮放免になつてゐる外国人については、住基の方に参加できるようすべくではないかと考えておりますけれども、これについて総務省においてお伺いいたします。

○佐村政府参考人 今先生の御質問のごといた難民認定申請中や在留特別許可申請中などの仮放免許可中の者についてでございますが、今回の住民基本台帳法の一部改正案によりまして新たに

我が国には在留特別許可という制度がありまして、最近は、例外とも言えるこの許可が非常に数もふえてきているわけでございます。私は、たとえ過去に不法があつても、長い間善良に日本で暮らして、そして日本の社会に溶け込んでいるような外国人については、この法律が施行されるまでの間にできるだけ正規の在留資格が取れるようになりますけれども、これについて総務省においてお伺いいたします。

○森谷務大臣 まさに細川委員の今の問題意識が、御可決いただいて施行されるまでの間の最大の課題であるというふうに認識をしております。

確かに、諸外国で実際に行われているアムネスティーというような方法も選択肢の一つかといふうに思いますけれども、ただ、アムネスティーやを実施した場合、新たな不法入国人等の増加を誘発する要因になりかねないという懸念もございまし、また、ひいては我が国の出入国管理体制に重大な支障を生じさせることにもなりかねないということも考えられますので、やはり慎重に対処しなきゃいけないんじやないかというふうに思つております。

これまで、在留特別許可についで、固々の事

案ごとに、在留を希望する理由、生活状況、人道的な配慮の必要性等、諸般の事情を総合的に勘案した上で判断しておりますが、その結果、在留を特別に許可するべき事情があると認められる場合には在留特別許可を付与しております。

私としては在留特別許可の許否の判断にしておりまして、委員からの御指摘を受けとめてして、今後、公表事案のさらなる追加ですとか、それから、在留特別許可に係るガイドラインの内容などもいま一度吟味しなければいけないのではないかというふうに思っているところでございます。

○細川委員 この問題は改正法の中でも大変大事で深刻な問題だというふうに考えております。そういう意味では、この問題をどう解決していく手法を考えるか、これは本当に大事なことだと思つておりますので、私は、この法案の審議の中でぜひそういう方向が出てくればいいのではないかとうふうにも考えているところでございます。

次に、在留カードあるいは特別永住者証明書の点についてお伺いをいたします。

まず、在留カードであります。I Cチップを搭載した在留カードについては、外国人の関係団体あるいは日弁連などからさまざまな批判があることは御承知のことだというふうに思います。

第一に、このカードが外国人のプライバシー権あるいは情報コントロール権を侵害するという批

判がござります。これらは、この間の参考人の中
で強く主張される方もございました。カード番号
をマスターキーとして、在留カードを使用した記
録を名寄せいたしまして、コンピューターネット
ワークに結合することによって個人情報が流出す
る可能性がある、そういう懸念でございます。

仮に在留カードの交付を認めるにいたしましても、券面に在留カードの番号を記載するのはいかがなものか。せめて、こうした番号は、簡単に他人に知られることのないように、住基カードと同様に、券面には記載せざる意味で記録のみにてお

て記録すべき事項、そういうふうにすべきではないかと考えております。

そこで、大臣にお聞きいたしますけれども、とりわけ、券面へのカード番号の記載、これは是非

○森国務大臣 在留カード番号の券面への記載に
を含めて、こうした情報流出防止へのどういうよ
うな配慮をしていくのか、そういう点について大
臣にお伺いをいたします。

ついて、その必要性についての御質問でござりますけれども、まず、その前提として、氏名、生年月日、性別、国籍だけではなかなかアイデンティティ・フィケーションが困難であろうという問題がござ

います。
また、今回、外国人の負担を軽減するために、
外国人の入管当局への各種申請や届け出を郵送や
インターネットにより行うことを検討しています。

が、その場合に、外国人に、在留カードの券面に記載された在留カード番号を入管当局に通知してもらうことにより、簡易かつ確実に本人を特定することができるなど、外国人にとつても利便性の向上に資する面があるのでないかと考えております。

一方、それが見えてしまうことによつていろいろな御懸念もあるわけでござりますけれども、例えば、在留カード番号による名寄せについての御懸念があることは聞き及んでおりますが、新たに在留カードを交付する都度、在留カード番号を変更することを予定しておりますので、この運用に

よつて、いわゆる名寄せの問題について大きな危惧が生じることがないようになると考えております。

次に、住民基本台帳法の中には、三十条の四十
条。

三、ここに「住民票コードの利用制限等」という規定がございまして、その三項で、民間の業者が住

民票コードを含む情報をデータベース化することを禁止いたします。

が、個人情報のデータベース化をさせないよう
に、こうした規定をしつかりこの法案に明記すべき

きだ、入れる必要があるというふうに私は考えておりますけれども、大臣のお考えをお聞かせください。

○森國務大臣 現行法上、民間事業者等が個人情報を取り扱う場合は個人情報保護に関する法律

により規制の対象となっており、個人情報取扱事業者が、あらかじめ本人の同意を得ないで個人情

報の利用目的の範囲外の情報を取り扱うことや法令に基づく場合など同法によって許される場合以外で、個人データを第三者に提供することは許

個人情報取扱事業者がこれらの責務に違反した
されておりません。

場合には、主務大臣は違反行為の中止等の必要な措置をとるべきことを命ずることができることとしている。つまり、個人情報取扱事業者は、二三

されておりまして、個人情報取扱事業者は、これらの命令に違反した場合には、刑事罰に処することとされているわけでございます。

このように、民間事業者等が、個人情報の利用目的の範囲外の情報の名寄せやデータベースの作

成を行うなどした場合には、主務大臣による命令によりましてこれら違反行為が是正され、さらに

は刑事罰が科されることが規定されておりますので、屋上屋を重ねて、入管法においてこれら行為

○西川委員 それでは次に、この法規案でも改めて規定を改めて設けるまでの必要性はないのではないかというふうに考えております。

○総理委員 それでいざいに この法律案一も政令

あるいは省令への委任が多いということで、そのことも批判の対象となつております。例えばその一つに、十九条の四の三項、ここにこういうふうになっています。「前二項に規定するもののほか、在留カードの様式、在留カードに表示すべきものの他在留カードについて必要な事項は、法務省令で定める。」このように規定をされております。

そこで、その内容でありますけれども、今後、指紋のような生体情報が追加されるのではないか、こういうようなことで懸念もされているところでございます。

したがつて、御質問ですけれども、ここで言う「その他在留カードについて必要な事項」、これはどういうものを指すのか。そして、生体情報は含まない、あるいは、生体情報については法改正しなければできないんだというふうに考えていいのか、これについてお答えをいただきたいと思います。

○西川政府参考人 お答えを申し上げます。

まず、お尋ねの「その他在留カードについて必要な事項」としては、例えば、就労制限の有無について、在留資格の類型に応じた記載の方法等を定めるということになるというふうに思います。例えば、就労不可、就労するには資格外活動許可が必要という記載であるとか、就労制限なし、就労制限あり、在留資格で認められた就労活動のみ可とか、あるいは、資格外活動許可を受けている場合の許可条件等を記載するという可能性があるというふうに考えております。

それから、指紋情報につきましては、在留カードの券面に表示することも、ICチップに記録することもありません。すなわち、ICチップに記録される情報は、在留カードに記載される事項及び表示されるものにも該当しない以上、ICチップに記録されるといふこともないというふうに考えております。

○細川委員 次に、在留カードの常時携帯義務についてお伺いをいたします。

まず最初に、不携帯についての刑事罰を科すことについて伺います。が、在留カードを常時携帯をしなきやいかぬ、こういうことについて私も全く理解できないわけではないんですけども、罰則を科すということについてはどうか、こういう考え方でございます。仮に、百歩譲つて、刑罰といつたものよりも、過料というような、そういう形で外した。そこではいろいろな附帯決議もございました。私は、この際、特別永住者につきましては、今回の新たな在留管理制度の根幹をなすとされています。今回新たに在留管理制度の軽い制裁にする、そういうことでとどめるべきではないかというふうに考えますけれども、いかがでございます。

○西川政府参考人 お答えを申し上げます。

先ほども申し上げたとおり、在留カードについては、今回新たに在留管理制度の根幹をなすと必要かつ合理的なものであつて、刑事罰をもつて臨むことが必要であるというふうに考えております。在留カードの常時携帯義務は現に、外登証や旅券の携帯義務違反の検挙件数は相当数存在する、さまざまな問題が発生しているという状況にあります。在留カードの常時携帯義務はや、特別永住者への成り済まし事案が発生する可能性などに照らしまして、政府としましては、特別永住者証明書の携帯義務及びこれに違反した場合における行政罰を維持することが適当であると考えて法案を提出した次第でございます。

今もその気持ちに変わりはございませんけれども、このような考え方を十分にしんしゃくしていただきました上で、ぜひ、この委員会において本法案について十分に御審議をいただきたいと思っております。

○細川委員 同様に、長年日本で安定した暮らしをしております永住者に対しても在留カードの常時携帯義務を課していることについて、これもまた私は疑問に思つております。

例えば、特別永住者とならなかつた大陸出身の中国人や、あるいは戦中から戦後にかけて朝鮮半島に一時帰省したために特別永住者にならなかつた人とか、そういう、善良で、長い間、一定期間我が国に継続的に居住している永住者についても私は何らかの措置を講ずべきではないかというふうに考えますけれども、これは、大臣、いかがでしょうか。

○森國務大臣 確かに、一般永住者の中には、戦前の外登証と同様に、特別永住者証明書の常時携帯を強制を続けることになつております。どうしてこういうふうになるのか、この間の参考人の御意見でも、もう十分委員の皆さん方も御理解をいたいたと思いますけれども、私は、この常時携帯は当然廃止をすべきだというふうに考えております。

平成十一年の改正では、刑事罰の対象からは除外した。そこではいろいろな附帯決議もございました。私は、この際、特別永住者につきましては、携帯義務を外す、廃止をするということが至極当然だというふうにも考えておりますけれども、これは、大臣、いかがでしようか。

○森國務大臣 特別永住者については、その歴史的経緯及び我が国における定住性にかんがみまして、一般外国人とは異なり、手段の配慮が必要であることはもちろんでございます。

○石川委員 次に、特別永住者への成り済まし事案が発生する可能性などに照らしまして、政府としましては、特別永住者証明書の携帯義務及びこれに違反した場合における行政罰を維持することが適当であると考えて法案を提出した次第でございます。

今もその気持ちに変わりはございませんけれども、このような考え方を十分にしんしゃくしていただきました上で、ぜひ、この委員会において本法案について十分に御審議をいただきたいと思っております。

○細川委員 御指摘も踏まえ、このような方々について、我が国での在留の安定性に配慮するとの観点から、どうのない方々がおられることが確かであります。

後回の検討課題といたしたいと思っております。

○細川委員 時間が来ましたので終わりますけれども、在留カードを常時携帯しなければいけないということがあります。長い間日本で善良な生活をされている方にとっては大変御不満だというのがある間の参考人の意見の中からも出でたところでありまして、これはぜひ検討して、善処していただきたいというふうに思つてゐるところでございます。

そのほか、いろいろと質問もまだたくさんありますけれども、きょうはこれで終わりにします。

○山本委員長 次に、石川貴史君。

○石川委員 民主党の石川貴史です。質問をさせさせていただきます。

最初に、これは質問ではありませんが、五月十日日曜日の朝日新聞に法務省の関係の記事が出ております。

いまして、名物司書、定年後の大仕事、法務省史料二万点を目録にしましたと。司法法制部の非常勤職員の高山京子さん、七十一歳、三十年以上図書館に勤めた最後の生き字引、この方と、元宮内庁職員の藤井祥子さん、七八歳が、法務省の図書館に眠つていた史料二万点を十五冊の目録にまとめました。十年がかりで完成をさせたということですが、大臣、このことを御存じでしたか。

○森國務大臣 この記事の範囲で存じております。

○石関委員 大変な努力の成果だと思いますし、こういう公文書も整備をしてしつかり保存していくということが進んでおりますが、法務省としても、これは大変なありがたい事業だと思います。会つたらぜひ褒めてやつてもらいたいなとうことでございます。

さて、まず最初に、取り調べの可視化、このことに関する質問をさせていただきます。民主党が提出をしておりますこの法案、先月の二十四日に参議院の本会議で可決をされております。この法案についてどのようなお考えを持っておられるか、まず法務省の方に聞きますか、お願ひします。

○大野政府参考人 民主党、社民党がいわゆる議員提案ということで出されている法案につきまして、法務省は事務当局として意見を申し上げるのも、いわゆる取り調べの全面的な可視化につきまして、法務・検察当局の考え方を申し上げさせていただきたいと思うわけでございます。

我が国の司法手続におきましては、諸外国で認められているような刑事免責、司法取引等の強力な捜査手段等が認められていないわけでございます。したがいまして、我が国の手続の中では、現在、被疑者の取り調べが、真相を解明するため非常に重要な役割を果たしているわけになります。仮にその全過程の録音、録画を義務づけるということになりますと、そうした取り調べを通じて事案の解明を図るという現在の捜査の機

能を損なうおそれがあるのではないかというのが法務・検察当局の考え方でございます。

もちろん検察当局におきましても、裁判員裁判における自白の任意性の立証を効果的、効率的にとめました。十年がかりで完成をさせたということですが、大臣、このことを御存じでしたか。

○森國務大臣 この記事の範囲で存じております。

○石関委員 大変な努力の成果だと思いますし、こういう公文書も整備をしてしつかり保存していくということが進んでおりますが、法務省としても、これは大変なありがたい事業だと思います。会つたらぜひ褒めてやつてもらいたいなとうことでございます。

さて、まず最初に、取り調べの可視化、このことに関する質問をさせていただきます。民主党が提出をしておりますこの法案、先月の二十四日に参議院の本会議で可決をされております。この法案についてどのようなお考えを持つておられるか、まず法務省の方に聞きますか、お願ひします。

○大野政府参考人 民主党、社民党がいわゆる議員提案ということで出されている法案につきまして、法務省は事務当局として意見を申し上げるのも、いわゆる取り調べの全面的な可視化につきまして、法務・検察当局の考え方を申し上げさせていただきたいと思うわけでございます。

我が国の司法手続におきましては、諸外国で認められているような刑事免責、司法取引等の強力な捜査手段等が認められていないわけでございます。したがいまして、我が国の手続の中では、現在、被疑者の取り調べが、真相を解明するため非常に重要な役割を果たしているわけになります。仮にその全過程の録音、録画を義務づけることになりますと、そうした取り調べを通じて事案の解明を図るという現在の捜査の機

い第三者、例えば犯人が過去につき合っていた女性だと、いろいろなものが飛び出してくるわけです。そういうものが、録音、録画をしておりまして、そして、現在の司法制度改革によって強化されました証拠開示のとでは公判廷に出され行うという観点から、現在基本的に、裁判員裁判における白の任意性の立証を効果的、効率的にも、これは全部の録音、録画ということではございません。全部の録音、録画をするということは、例えば被疑者が警戒心あるいは羞恥心等から事案について供述することをためらう場面が出てくる、あるいは関係者のプライバシーや捜査の秘密にわたる取り調べを行うことが困難になる場合があるということでありまして、やはり取り調べの真相解明機能に問題を生ずるのではないかとうことでございます。

なお、この関係でありますけれども、最高検察庁が本年の二月に、一年近くにわたって手六、七百件の事件につきまして録音、録画を行つたわけでも、例えば、録音、録画をするということを告げた際に、被疑者の側から、そういうことであれば応じられないということことで、録音、録画を拒否された事例も相当数あつたというよう報告もございまして、そうしたことから、全面的に例外なく録音、録画を義務づけるということはやはり問題があるのではないかというふうに考えているところでございます。

○石関委員 警察はどのようにお考えですか。

○大野政府参考人 基本的に法務省の御答弁と同じなんですが、若干具体的に申しますと、取り調べというものは、誤解を恐れずに申しますと、無駄な会話の積み重ねのようなどころがございます。無駄というのは、最終的に立証に役立たない会話でございます。したがいまして、我が国の手続の中では、現在、被疑者の取り調べが、真相を解明するため非常に重要な役割を果たしているわけになります。仮にその全過程の録音、録画が義務づけられていくわけになります。しかし、真相を解明するために取り調べの全過程の録音、録画が義務づけられているといふことは、誤解を恐れずに申しますと、無駄な会話の積み重ねのようなどころがございます。

○大野政府参考人 基本的に法務省の御答弁と同じなんですが、若干具体的に申しますと、取り調べの全過程の録音、録画といふのを導入していくことによっては、州によるかもしれませんし、いろいろあるかもしれませんけれども、諸外国でこの導入の状況というのは、先進国ではどうなっているんですか。

○大野政府参考人 確かに、諸外国の中でも、取り調べの全面的な録音、録画といふのを導入していくところがございます。ただ、先ほど申し上げたような検査における真相解明のやり方が、そうした国々においては日本と全く異なるということを申し上げたいというふうに思うわけでございます。

○大野政府参考人 なあ、これは誤解ではないかと思うのであります。すけれども、諸外国の例の中でも韓国が挙げられることがあります。ただ、先ほど申し上げたように検査における真相解明のやり方が、そうした

ような形で、捜査側の裁量によつて録音、録画が行われているわけでございます。したがいまして、基本的に、それは自白をした後の状況をいわば切り取つた形で録音、録画をしているということです。

そこで、全面的な録音、録画をしている国はどうかということでございますけれども、全面的な録音ということではイギリスを挙げることができます。ただ、イギリスは日本と異なりまして、被疑者として証拠に出すのであればいいんですが、調書といふのは、被疑者がやはり調書にするということを納得しなければ調書になりません。そ

うことは、組織犯罪、暴力団犯罪なんかで、調書として証拠に出すのであればいいんですが、調書といふのは、被疑者がやはり調書にするということを納得しなければ調書になりません。そ

うことは、組織犯罪、暴力団犯罪なんかで、調書として証拠に出すのであればいいんですが、調書といふのは、被疑者がやはり調書にするということを納得しなければ調書になりません。そ

そうした点で、全く我が国と状況が異なります。

それからもう一つ、違う法系の国といたしまして、イタリアも、これは全面的に録音、録画が義務づけられているわけでございます。

ただ、イタリアの場合には、マフィアの犯罪等があることからも容易にうかがわれるところでござりますけれども、被疑者はなかなかしゃべらないわけであります。したがいまして、実際に捜査において取り調べが行われる件数というのは一〇〇程度である、あの九割は取り調べを行つていいわけであります。したがつて、取り調べの録音、録画というのは、自白したケースにおいて、その自白状況をきちつと再現するというような趣旨になつております。イギリスと同様に、説得であるとか、あるいは追及というものは行われません。

では、それに対する捜査手段はどうかといいますと、通信会話の傍受、おとり、潜入捜査、あるいは捜査に協力すると刑の減免を行うというような制度が認められているわけであります。もちろん、無罪率も非常に高い。起訴したうちの三〇〇%ぐらいは無罪になるということでございます。なお、イタリアは、通信傍受が最も活用されてゐるわけでございまして、我が国におきましては、昨年、通信傍受は年間で二十二件でございました。イタリアの場合は数万件に達するわけでござります。

つまり、そういう全く捜査状況といいましょうか構造が違う中で行われているわけでありまして、もちろん、それぞれについて問題があり長所があるわけでありますけれども、こうした捜査構造全体についての議論を抜きに、現在非常に大きな働きを果たしている取り調べの機能を損なうような全面的な録音、録画には問題があるんじゃないかというようなことを申し上げている趣旨でございます。

○石闘委員 今までこの関連で質問した中で一番詳細に御説明いただきましたので、そとかと、一定の理解が私も自分で得られたなというふうに思っております。

思つております。

とはいって、一方で、実際に取り調べを受けた経験のある方々に聞くと、これは検察官も、警察でも取り調べを受けますけれども、取り調べ官によって随分態度が違うと。俗に言えは、大変威張られたり、強圧的に取り調べを受けたという方もいますし、相手によつては非常に穏やかにやつてくれたという方もいます。

しかし、こういう部分というのは、やはり何らかの可視化を導入して、こういった差異がないようになりますとか、あるいは余りに不当な取り扱いを受けないようにする、こういうものを何か確保しておく必要は、これぐらいは最低あるんじゃないかなというふうに思いますが、これはどうですか。短くお願ひします。

○大野政府参考人 初めに申し上げたいことは、我が国におきまして取り調べというのは日常的に行われているわけでございます。今委員が御指摘の如きは、捜査に協力すると刑の減免を行うというようになったような、問題のあるケースがあることを否定する趣旨ではございませんけれども、しかし、大多数のケースは問題がない形で行われています。最高検が録音、録画を千七百件ばかりでしようか、行つたわけでありますけれども、実際に取り調べが問題になつて、それが公判で取り上げられたのはたしか十件前後だったかというふうに思うわけであります。それ以外の件は問題にされていないということでござります。

まずそれを前提とした上で、しかし、去年の、問題とされた氷見事件、志布志事件等で、確かに問題が生ずることは私どもいたしましても重大な反省をしなければいけないということでございまして、最近、取り調べの適正化のさまざまなか方策が取り入れられております。取り調べの書面による記録制度、公判前整理手続における証拠開示、それから被疑者選択弁護制度も裁判員制度導入とあわせて拡大しております。

さらに、去年、さまざまな提言を受けまして、苦情に対する対応、接見に対する対応等、取り調

べの適正確保方策を入れているところでございます。

○石闘委員 警察の方にももう一回お聞きます

けれども、これは、自白して調書というのをつ

くつて、私がそのとおりですと言ふらしいんだ。

それでも本当にそれでいいのかな、私はそういう思

いをまた一方では強くしております。

○米田政府参考人 それは、多數の取り調べをし

ておりますので、中には、取り調べ官と取り調べ

を受ける者との間の相性等々もありまして、必ず

しも意思疎通がうまくいかないというようなこと

も、それは絶対ないとは言えないと思います。

そこで、警察といたしまして、裁判員裁判対象事件を対象といたしまして、昨年の九月から録音、録画の試行に踏み切つております。こよしの四月からはすべての都道府県警察で試験実施をするということにしておりまして、これは、まさに調書を読み聞かせて、訂正があれば訂正の場面、署名押印して、その後幾つかのやりとりをするというところまで映しますので、そういうことであれば、そういう御心配のようなことも余りないのではないかなどいうように考えております。

これはいろいろなり立ちが違いますから、それは

可視化というものをやつていかなきやいけない

というふうに強く思つておりますし、海外といろ

いろな条件が違うんだ、司法取引もできないし、

これはいろいろなり立ちが違いますから、それは

確かにあるかもしれませんけれども、であれば、

そういうふうに思つておられます。

そこで、これは通告はしなかつたんですけどね

組んでもいいきたいと思いますし、当局においても、こういつたものについても前向きに御検討を

ぜひいただきたいというふうに思つております。

そこで、これは通告はしなかつたんですけどね

も、局長さんなら答えられると思いますが、東京拘置所においては、日曜と祝日の弁護士の接見は

認められない、しかし取り調べは行われるといふふうに聞いております。これは事実ですか。

○大野政府参考人 接見等については、ちょっと

私は答弁できる立場じゃございませんけれども

東京拘置所で日曜、祭日等においても取り調べが

行われることは事実でございます。

○石闘委員 実際接見を行つては弁護士に聞きましたら、取り調べは行われているけれども接見はできないということを言つていました。

でも、大臣、これはおかしくないですかね、弁

護士には会えないけれども取り調べは行われる

いかが思われますか。

そういうふうに私自身は認識をしておりますし、そういう話を私は聞いております。

ですから、前半の御説明については一定の納得をいたしますけれども、とはいって、今、後半それ

ぞれにお聞きしたもの聞くと、やはり前半についても本当にそれでいいのかな、私はそういう思

いをまた一方では強くしております。

○森國務大臣 ちょっと私も、申しわけないけれ

ども、事実関係がわかりませんので明快なことは申し上げられませんけれども、若干、もしさうであればどうかなという感じはいたしますね。

○石閻委員 これは事実だとすれば、私もそういうふうに承っていますので、そうだと思います。

通告していないですからね。どうぞ。

○大野政府参考人 先ほど申し上げたように、接見について申し上げる立場ではございませんけれども、取り調べという観点で申し上げますと、勾留の期間につきましては休日等を除外するということになつております。したがいまして、例えば休日が多数勾留期間に入つてしまふということになりますと、所要の取り調べ、捜査もできないということには困るわけでございます。そ

の意味で、検察庁の職員は、日曜、休日にかかわ

りなく捜査活動を継続して、所定の期間内に事案

の解明ができるよう心労しているということでござります。

○石閻委員 今後また事実を確認して、こういった場面でまた御質問等していただきたいと思いますけれども、事実であるとすれば、大変これは不公平なことでありますので、可視化と直接関係がない話ではないと思いますね。こういった取り調べを全部可視化する。接見をして心穏やかにまた取り調べに応じることができることがなされていないとすれば大変な問題だと思いますので、事実確認もまた今後させていただいて、また御質問等させていただきたいというふうに思います。

さて、次の質問ですけれども、草彅さんとい

う、S M A Pというアイドルグループの方が、公然わいせつの容疑で四月二十二日の午前二時五十五分に現行犯逮捕されたということあります。が、警察官職務執行法第三条によると、泥酔者は保護しなければならないという定めがあるんです。が、これは保護しないで公然わいせつで逮捕したこと、正確に、その前後というか、逮捕に至る経緯を教えてもらえますか。

○園田政府参考人 お答え申し上げます。

当時の状況を御説明いたしますと、御質問の事

件につきましては、警視庁におきまして、本年四月二十三日の午前三時ころ、東京都港区の公園におきまして大声を出して騒いでいる男がいる旨の通告していませんので、そうだと思いますね。

○大野政府参考人 先ほど申し上げたように、接

見について申し上げる立場ではございませんけれども、取り調べという観点で申し上げますと、勾

留の期間につきましては休日等を除外するとい

うことになつております。したがいまして、例え

ば休日が多数勾留期間に入つてしまふこと

になりますと、所要の取り調べ、捜査もできな

いことになつては困るわけでございます。そ

の意味で、検察庁の職員は、日曜、休日にかかわ

りなく捜査活動を継続して、所定の期間内に事案

の解明ができるよう心労しているということでござります。

○石閻委員 今後また事実を確認して、こういつ

た場面でまた御質問等していただきたいと思いますけれども、事実であるとすれば、大変これは不公平なことでありますので、可視化と直接関係がない

話ではないと思いますね。こういった取り調べを全部可視化する。接見をして心穏やかにまた取り

調べに応じることができることがなされてい

ないといいますので、事実確認もまた今後させていただいて、また御質問等させていただきたいというふうに思います。

さて、次の質問ですけれども、草彅さんとい

う、S M A Pというアイドルグループの方が、公

然わいせつの容疑で四月二十二日の午前二時五十五分に現行犯逮捕されたということあります

が、警察官職務執行法第三条によると、泥酔者は

保護しなければならないという定めがあるんです

が、これは保護しないで公然わいせつで逮捕した

ということ、正確に、その前後というか、逮捕に至る経緯を教えてもらえますか。

○園田政府参考人 お答え申し上げます。

従わざに犯行を行つておりますと、御質問の事

件につきましては、警視庁におきまして、本年四月二十三日の午前三時ころ、東京都港区の公園におきまして大声を出して騒いでいる男がいる旨の通告していませんので、それを受けた警察官が現場に到着いたしましたところ、本件の被疑者が不特定または多数の人

が認識できる状態で全裸になって大声を出していました。また、警察官が注意したにもかかわらず、犯行をやめようとはしなかつたということで、現場の警察官の判断によりまして、保護ではなく、公然わいせつ罪の被疑者として現行犯逮捕したものでござります。

○石閻委員 最高裁の判例、昭和三十二年のものによると、公然とは、不特定または多数の人が認識できる状態というのですが、これは、深夜の未明の公園で、現にそこに大勢人がいて、公然の状態でわいせつ行為を行つたということなのか。

夜中にとってもそういう人がいたというふうに思えないし、そういう報道もされていないので、事がどうかわかりませんが、もしかしたら公園に入つてくる可能性がある、こういうことも公然わいせつになるんですか。事実はどうなんですか。

○園田政府参考人 公然わいせつでござりますけれども、これは一般に、不特定または多数の人に

よつてわいせつ行為が認識される可能性があれば足りるというふうに解されておりまして、深夜の公園とは申しましても、不特定または多数の人が入る可能性があつた状況にあつたものと承知しております。

○石閻委員 もう一回。公園の中ですか、だれもいない深夜の公園。

○園田政府参考人 場所は公園だけとは限りませ

んで、駅構内とか道路上、そういうものも含まれております。

○石閻委員 これは、駅構内と道路上と公園では

全然違うじゃないですか。私が申し上げているのは、深夜の公園のようなどころで、報道によるとほとんど人がいなかつたということですけれども、そういうところと今の説明は全然違うじゃないですか。

○森國務大臣 法務大臣としてどうか、個人的

に申し上げるならば、私も酒飲みなものですから、もつて他山の石としなきやいけないというふうに思つておりますけれども、やはりどんなに功績があつても、公共の場で酔っぱらつて素裸になつて、警官が来てなお抵抗するというのは余り、だから許されるというものではないというふうに私は思います。

○石閻委員 また警察の方に聞きますけれども、

これは具体的に、今大臣は抵抗という言葉をたま

でございまして、犯罪捜査の手続に従つて現行犯逮捕したものでござります。

○石閻委員 同じように、深夜のほとんど人がいるだろ」という公園の中で泥酔をしていて、いきなり逮捕されたという人はいますか。

○園田政府参考人 現場で犯罪を現認されなくて、いきなり逮捕されることはないものと考えておられます。

○石閻委員 やはり私が申し上げているのは、同じような事件が過去にあったかということです。

○園田政府参考人 過去においてこのような事件があつたかどうか調査いたしましたが、警視庁によりますと、酒に酔つて全裸になつた者を公然わいせつ罪で現行犯逮捕した事件は、昨年の一月以来で、本件を除いて八件把握しております。

○石閻委員 それは同じようなことです。夜中に騒いで全裸になつていた、こういうことで八件ですか。

○園田政府参考人 お答え申し上げます。

詳細は承知しておりませんけれども、酒に酔つて全裸で公共の場所にいたというようなことで、公然わいせつ罪で現行犯逮捕したものが八件といふことです。

○石閻委員 もう一回。公園の中ですか、だれもいない深夜の公園。

○園田政府参考人 場所は公園だけとは限りませ

んで、駅構内とか道路上、そういうものも含まれております。

○石閻委員 これは、駅構内と道路上と公園では

全然違うじゃないですか。私が申し上げているのは、深夜の公園のようなどころで、報道によるとほとんど人がいなかつたということですけれども、そういう方がこういう事件になつて、これは大変、どう思われますか。

○森國務大臣 法務大臣としてどうか、個人的

に申し上げるならば、私も酒飲みのものですから、もつて他山の石としなきやいけないというふうに思つておりますけれども、やはりどんなに功

績があつても、公共の場で酔っぱらつて素裸になつて、警官が来てなお抵抗するというのは余り、だから許されるというものではないというふうに私は思います。

○石閻委員 また警察の方に聞きますけれども、

これは具体的に、今大臣は抵抗という言葉をたま

り、不特定多数の方が、公然わいせつを、わいせつな状況を認識することができる状況であつたとあります。

○石閻委員 ただ、この件、大臣にお尋ねしますが、この件、大臣も御承知だと思いますけれども、今でも高い大変大きく取り上げられて、国民の皆さんの耳目を聳動した事件、国民の皆さんの関心も大変高い

といふふうに思いますが、この事件についてこれほど国民の皆さんの関心が高かつた、今でも高い

と思ひますけれども、どうしてなんですかね。

○森國務大臣 やはり非常によく知られた方だから、どうやないでしょうか。

○石閻委員 ほんと国民の皆さんの関心が高かつた、今でも高い

と思ひますけれども、どうしてなんですかね。

○大野政府参考人 公然わいせつ罪で現行犯逮捕した事件は、去年の一月以来で、本件を除いて八件把握しております。

○石閻委員 これが過去においてこのような事件があつたかどうか調査いたしましたが、警視庁によりますと、酒に酔つて全裸になつた者を公然わいせつ罪で現行犯逮捕した事件は、昨年の一月以来で、本件を除いて八件把握しております。

○石閻委員 それは同じようなことです。夜中に騒いで全裸になつていた、こういうことで八件ですか。

○園田政府参考人 お答え申し上げます。

詳細は承知しておりませんけれども、酒に酔つて全裸で公共の場所にいたというようなことで、公然わいせつ罪で現行犯逮捕したものが八件といふことです。

○石閻委員 もう一回。公園の中ですか、だれもいない深夜の公園。

○園田政府参考人 場所は公園だけとは限りませ

んで、駅構内とか道路上、そういうものも含まれております。

○石閻委員 これは、駅構内と道路上と公園では

全然違うじゃないですか。私が申し上げているのは、深夜の公園のようなどころで、報道によるとほとんど人がいなかつたということですけれども、そういう方がこういう事件になつて、これは大変、どう思われますか。

○森國務大臣 法務大臣としてどうか、個人的

に申し上げるならば、私も酒飲みのものですから、もつて他山の石としなきやいけないというふうに思つておりますけれども、やはりどんなに功

績があつても、公共の場で酔っぱらつて素裸になつて、警官が来てなお抵抗するというのは余り、だから許されるというものではないというふうに私は思います。

○石閻委員 また警察の方に聞きますけれども、

これは具体的に、今大臣は抵抗という言葉をたま

たま使われましたけれども、どういうふうに暴れたりしたんですか。何か、殴つたりとか、そういうことをしたんですか。具体的にどういうことをしたので、これは大変なことだということで逮捕に至つたんですか。

○園田政府参考人 先ほども申し上げましたけれども、被疑者が不特定また多数の方々が認識できる状態で全裸になつておりまして、そして大声を出して騒いでいた、警察官が注意して服を着るよう言つても、大声を出してそれに抵抗していたというような状況でございます。

○石関委員 抵抗というのは、物理的に何か襲いかかつたとか、大臣がたまたま使つた言葉ですか

れども、そういうことではないわけですね。ただ裸で、着ろと言つた服を着ずに、お酒に酔つて大声を出してそのまでいた、こういうことです

か。

○園田政府参考人 警察官が被疑者を静めようと

いうことで手を押さえようとしたりしたら、手を振り払つたりとか、そういう状況があつたという

ことでござります。

○石関委員 その程度だと、やはり逮捕しないと

いけない危険な状況ですか。公然わいせつで逮捕

したということは承知していますけれども、手を振り払うという程度はどうなんですか。

○園田政府参考人 被疑者を取り押さえようとして、手を振り払つたり暴れようしたりしたとい

うことでの現場の警察官は逮捕の必要性があると

いうふうに判断したものでございます。

○石関委員 これは世論にも両論あつて、大臣も

さつきおつしやつたとおり、立派な大人でこうい

うことをして、当然ではないか、これまでの公園で酔つぱらつて騒いでいたということが、ここまで

する必要があるのか、両方あります。これは、警察当局の判断というのも、私もそこまで本当にやるべきだったのかなと思って、こういう質問を申し上げておりますけれども、大臣、そこで、今までこういった国民的にも

大変な人気がある方ですし、反省も今しておられ

ますし、そしてまた日韓交流にも大変な功績があるという方でありますので、草彅さんの今後によ

るところを聞いておきたいと思います。

○森国務大臣 私は、アドバイスとかできるほど

立派な人間ではございません。

○石関委員 大臣、立派な人間に法務大臣をやつ

ていただかないと困りますので、ちょっと今の言葉は少し修正するなりしていただきたいと、立派

な人間じゃない人が法務大臣をやつているという

ことになりますから、これはちよつともう一回御答弁いただきたいと思います。

○森国務大臣 では、もうちょっと修正いたしま

すと、私も完全無欠な人間ではありませんので、

こういう場面でもつて偉そうに物を言う立場にな

いというふうに思つております。

○石関委員 もちろん、大臣も行政の皆さんも無

謬だということはありませんけれども、だからこ

そ、さつきの可視化もそうですけれども、それを補完するようなものをやはり装置としてもしつか

り導入しないといけないというふうに思ひます

し、立派でないという、これは大臣、法務省ですけれども、法務省の大臣、法務大臣ですけれども、

どちらも、立派じゃないという機関に逮捕されたり、立

派じゃないという人をいただいてる検察官僚の機関に取り調べを受けたりしたら、これはやつて

られないですよ。

だから、大臣も謙虚だということでそういう発言をされたんでしようけれども、ぜひ立派な大臣

にいるふうに思います。

○石関委員 しかしこれは、確認していないとい

うことですけれども、産経新聞とか読売新聞、日本では立派な新聞だと言わっている新聞にこんな

にべらべら書いて、何か、見込みですよね、政局

は関係ないとか、こんなことに一喜一憂しないと

か、いつかはやめると思っていたと。これはしゃべつているんじゃないですか。どうですかね。

○大野政府参考人 先ほども申し上げたように、

そのような報道がなされているとしても、実際に

任表明についての記事を幾つか読みましたら、読売新聞の朝刊には、「検察幹部の一人は「いずれ辞

任するだろうと思っていたので驚きはない」云々と書いてあつた。「法務省幹部は「政治資金」に関し

て一点の疊りもないというなら、どうして辞めるのか」と。

あるいは、産経新聞には、「検察首脳は「検察

は、こんなことでは一喜一憂しない。政局は関係ない」さらに「ある検察幹部は「淡泊な印象がある

ので、いつかは辞めると思っていた」また「別の幹部は「辞めるならば、もつと早く辞めるべき

だつたのでは」法務省幹部は、秘書は裁判での自

分の証言が党に与える影響を気にしていると思うが、党首でなくなつたので、こうした負担は少な

くなろうと。

幹部は「辭めるならば、もつと早く辞めるべきだつたのでは」法務省幹部は、秘書は裁判での自

分の証言が党に与える影響を気にしていると思うが、党首で

関係につきましては、既に条約の内容について実質的な合意に達しております、まさに本日でございますけれども、麻生総理とそれから来日中のブッシュ首相立ち会いのもと署名が行われる予定というふうになつてござります。

今御質問ございましたこれらの条約についての差異でござりますけれども、その構成や内容においてほぼ同様であるというふうに言つて差し支えないかと思います。主たる相違といいたしましては、例えば日米のものにつきましては行政機関による犯則調査についての規定があるといった点はございますけれども、個々にわたる相違というのはあるものの、全体としては、構成、内容においてほぼ同内容であるということをございます。

○石閑委員 こういつた条約はどんどん結んでいただいて、我が国で犯罪を犯した外国人というものの捜査に資する、ちゃんと処罰を与えるということ、どんどん頑張つてもらいたいというふうに思います。

この条約が結ばれていないペルーとの間で、私が日本人の男性を殺害した。二〇〇一年の事件で、これはこの人はペルーに帰っちゃつて、容疑者ですけれども、現地のテレビに出て何かべらべらいろいろなことをしゃべっているんですね。しかし、まだこの人は身柄も拘束されていないといふふに承知をしておりますけれども、今どういふ状況になつていてるんですか。何度も私ここで質問をしているんですけども、何か一向に進んでいないような感じを受けるんですが、もし進んでいるのであれば、どういう状況にあるのか、最大限の御答弁をいただきたいと思います。

○佐藤政府参考人 お答え申し上げます。今先生から御質問をいただきました事件は、大変痛ましい重大な犯罪だということで、政府としては、不処罰は許さないとの観点から、問題解決に向けて全力で取り組んでおります。在ペルー日本大使館におきましても、警察庁出身の館員を初めとして大使以下一丸となつて取り組んでおりま

す。昨年十一月にこの場で質問をいただきましてありますので具体的に申し上げることはできませんが、ペルー国内法に基づく国外犯処罰規定の適用については、ペルー側からの積極的な協力が得られておるところでございまして、状況は着実に進展していると認識しております。

時間はかかるておりますけれども、ぜひともこの問題を解決すべく、政府としても全力で取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○石閑委員 進んでいるということによろしいんですね。どんどん頑張つてください。私、当選してから何度も何度もこれは聞いてるんですけども、進んでいるとはおっしゃいながら、まだ実際はその身柄を拘束したりということまで至つてないですから、さらには頑張つていただきたいと思います。

この条約が結ばれていないペルーとの間で、私の地元の群馬県ですけれども、太田市でペルー一人の男性を殺害した。二〇〇一年の事件で、これはこの人はペルーに帰っちゃつて、容疑者は中間搾取、あるいは研修生について所定時間外の作業を行わせていたということが判明したとあります。

○西川政府参考人 委員御指摘の事件ということでは、日中経済産業協同組合が絡む事件ということであるというふうに理解しております。

本件につきましては、入国管理局におきましても、技能実習生の申し立てあるのは栃木労働局からの通報を受けているところでございますが、中身的には技能実習に係る労働基準法違反、内容は、中間搾取、あるいは研修生について所定時間外の作業を行わせていたということが判明したとあります。

○石閑委員 進んでいたということを具体的な事件として、五月八日に報道されておりましたが、私の地元の群馬県の桐生市内で受け入れをしていましたということがあります。

それと、法案の関連ですけれども、外国人を受け入れて研修をするという研修制度、この関係で具体的な事件として、五月八日に報道されておりましたが、私はその身柄を拘束したりということまで至つてないですから、さらには頑張つていただきたいと思います。

不適正な受け入れを行つている団体に対しては、研修生、技能実習生の受け入れ停止ということに入国管理局ではしておりますが、この種事案については、厳正かつ適切に対応したいと考えています。

○石閑委員 これは、今度の法改正が行われるところ、こういつた組合というのもそれによって影響を受けています。

○西川政府参考人 現在の受け入れの枠組みといふのは、御案内のとおりですが、第一次受け入れ団体と第二次受け入れ団体が分かれていますが、この組合と組合の理事長四十二歳を相手に、二百十五万円の損害賠償を求める訴えを東京地裁に起こしているということです。

御説明を詳細にいただきたいと思いますけれども、時間もありますので、私の方で若干お話をします。

まず、不正行為について非常に数が多いものであります。

また、不正行為について非常に数が多いものであります。

ですから、この法改正に合わせまして、不正行為に對する制裁として受け入れを停止していますが、この理事長は、ほかの中国人実習生の賃金も着

服していたということで、既に昨年、労働基準法違反の罪で有罪判決が確定しているということでありますが、このことは、ここで提訴されているのもこの組合ですし、その理事長ということなので、これは組合のあり方と理事長があつたという理解でよろしいんですか。

○西川政府参考人 委員御指摘の事件は、日中経済産業協同組合が絡む事件ということであるというふうに理解しております。

本件につきましては、入国管理局におきましても、技能実習生の申し立てあるのは栃木労働局からの通報を受けているところですけれども、中身的には技能実習に係る労働基準法違反、内容は、中間搾取、あるいは研修生について所定時間外の作業を行わせていたということが判明したとあります。

○石閑委員 ここは大臣、実際、研修制度のものでありますけれども、現在も、また法改正されられておるところでございまして、状況は着実に進展していると認識しております。

時間がかかるておりますけれども、ぜひともこの問題を解決すべく、政府としても全力で取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○石閑委員 進んでいたということによろしいんですね。どんどん頑張つてください。私、当選してから何度も何度もこれは聞いてるんですけども、進んでいるとはおっしゃいながら、まだ実際はその身柄を拘束したりということまで至つてないですから、さらには頑張つていただきたいと思います。

うふうに思っています。遺族の方やいろいろな心情もありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

不適正な受け入れを行つている団体に対しては、研修生、技能実習生の受け入れ停止ということがありました。これは、工場ではなかなか人材が確保できないことがあります。

労働力ということで今受け入れているわけではありませんが、実際、失業者の方が今の不況の中で大変ふえていて、ハローワークとかに行くとすごく人があふれているんですね。ちょっと求職を出すと、私の友人の企業なんかも、殺到してくるという状況にありますけれども、しかし一方で、こういった工場ではなかなか人材が確保できないことがありますので、今回法改正にこの部分も入つてますけれども、日本の工場ではなかなか人材が確保できないことがあります。

労働力ということで今受け入れているわけではありませんが、実際、失業者の方が今の不況の中で大変ふえていて、ハローワークとかに行くとすごく人があふれているんですね。ちょっと求職を出すと、私の友人の企業なんかも、殺到してくるという状況にありますけれども、しかし一方で、こういった工場ではなかなか人材が確保できないことがありますので、今回法改正にこの部分も入つてますけれども、日本の工場ではなかなか人材が確保できないことがあります。

ただ、御承知だと思いますが、零細企業にとっては、やはり外国人を研修制度のものでこうやって受け入れないとなかなか工場が成り立たないといふところも大変あつて、ただ、こういういいかけんな組合があると、そういういた研修生も受け入れができないくなつたり、いろいろな問題があると思います。

○石閑委員 ここは大臣、実際、研修制度のものでありますけれども、現在も、また法改正されられて、今御説明があつたとおりですけれども、たゞ御承知だと思いますが、零細企業にとっては、やはり外国人を研修制度のものでこうやって受け入れないとなかなか工場が成り立たないといふところも大変あつて、ただ、こういういいかけんな組合があると、そういういた研修生も受け入れができないくなつたり、いろいろな問題があると思います。

この期間を、これは法律ではございませんで下位法令のレベルですけれども、さらに伸長するといふことを考えているということでございます。

○石閑委員 ここは大臣、実際、研修制度のものでありますけれども、現在も、また法改正されられて、今御説明があつたとおりですけれども、たゞ御承知だと思いますが、零細企業にとっては、やはり外国人を研修制度のものでこうやって受け入れないとなかなか工場が成り立たないといふところも大変あつて、ただ、こういういいかけんな組合があると、そういういた研修生も受け入れができないくなつたり、いろいろな問題があると思います。

この期間を、これは法律ではございませんで下位法令のレベルですけれども、さらに伸長するといふことを考えているということでございます。

ざいまして、これは、例えば、外国人から返納を受けましても、外国人が必ずしも新規登録や居住地変更登録についてきちんとやつていなかつたということもあつたり、あるいは市区町村の間の連絡が余りうまくいかなかつたということで、宙に浮くという場合が結構ございます。

今回の新しい制度ではこういう点も大幅に改善されるのではないかということで、期待をしています。

○石閻委員 残念ながら時間になつてしましました。

私は草彌さんのファンで、そこで随分時間をとられてしまつたので、厚生労働省の皆さんとか、本当に多くの皆さんに御足労をいただいて大変申しわけありませんけれども、通告したものについては次回の機会に必ずやりますので、そのまま温めておいていただきたいというふうに思います。

今回の法改正ですけれども、質問しようと思つていて中には、裁判になつていて判決が出る前に入管が強制退去にしてしまつた中国人の方とか、こういうのがありますので、適正な入管行政が行われるようにということを私も大変願つております。皆さん、頑張ってください。立派な大臣も、よろしくお願いします。

○山本委員長 次に、滝実君。

○滝委員 無所属の滝実でございます。

法案に関連いたしまして、主として研修・技能実習の問題を取り上げさせていただきたいと存じます。

この研修あるいは技能実習の問題は、年代的には一九九〇年ぐらいでしようか、経済界から、外国人労働力を日本にもつと全面から入れるべきだという声の中、そつはいかないというだといふだけに、この研修・技能実習を送り出す側、あるいは受け入れる側、それぞれ、本来の制度とは少しどり方が違うのが実態ではないでしょうか。したがつて、今回、そういう中で少しばか

り改正をしたというふうに受けとめさせていただいているります。

そこで、まず、その実態ということで確認をさせてもう意味で、研修生の失踪者が多い、こういうようにも感じるものでございますから、その失踪者の状況について教えていただきたいと思います。

○西川政府参考人 まず、研修生について申し上げますが、平成十八年の失踪者七百二十七人、平成十九年が一千百二十二人、平成二十年が九百四十六人という報告を受けております。

○滝委員 この失踪の原因は恐らく入管局としては余り分析はされていないんだろうと思うんですけれども、二つ考えられるんですね。一つは、日本に来てみたものの、周囲を見ればもう少し収入のよさそうなところがあるんじやないかというの

は、一つ当然考えられる点ですね。それからもう一つは、余りにも生活環境、労働環境が厳しいと

いうようなことで、いわば逃げ出すという意味での失踪、こうあるわけだと思います。

したがつて、だからこそ、不正事件が毎年毎年入管局で発表されておりますけれども、旅券の取り上げとか、あるいは賃金の不払いとかという格好で逃げ出すのを防いでいる点が入管局発表の不正事件としてあらわれているよう思つてます。

この研修あるいは技能実習の問題は、年代的には一九九〇年ぐらいでしようか、経済界から、外国人労働力を日本にもつと全面から入れるべきだといふだけに、この研修・技能実習を送り出す側、あるいは受け入れる側、それぞれ、本来の制度とは少しどり方が違うのが実態ではないでしょうか。したがつて、今回、そういう中で少しばか

不正事件が常に話題を提供している、こういうことじゃないかと思うんです。

こういつた不正事件、旅券の取り上げであるとか、あるいは賃金を不払いにしておいて逃げられないようにしてしまうとする、なかなか手の込んだ失踪防止策がいわば不正事件として指摘されているんだろうと思うんですけれども、この点について入管局はどういうふうにとらえているんでしょう

か。

○西川政府参考人 やはり不正行為の多発というのが非常に大きな問題になつております。平成二十年の一年間での発生の総数が五百四十九件に及んでいます。そのうち、旅券の取り上げは、数として上がつてくるのは一件だけでございますが、研修生、技能実習生に対する賃金不払いが百八十三件と、これもまた相当な数になつていて、そのほかの違反も相当の数に及んでいるということでございまして、入管局としては、この不正行為をとにかく少なくするというのが喫緊の課題であるというふうに受けとめております。

今回の改正の趣旨も、研修の時代から労働法規を適用して労働関係法規による是正も図ろうということです。

○滝委員 今、局長は、要するに、技術移転を前面に出した制度から、実態を反映した何か労働力確保の方に実際問題として傾斜した制度に変えていく、こういうようなニュアンスの御答弁があつたわけです。

そこで、実際問題として、不正事件の中で出てきているのが所定時間外労働ですね。いわば、研修と称しながら深夜に仕事をさせるとか早朝に仕事させるとか、そういうようなことが不正事件

の不正事件としてあらわれているよう思つてます。

この不正事件としてあらわれているよう思つてますけれども、こうした不正事件がしばしば刑事案件として、先ほども石閻議員が問題にしましたような事件が出てきている、こういうことではないかなと推測をいたしております。

ということは、本来、制度の目的が、日本の技術を技術を持っていない国に技術移転するんだというのが大義名分であるはずが、実際問題として、送り出側も受け入れる側も、それから本人そのものも技術移転なんということは全く考えて

かたたというふうに思いますが、今回の法改正は研修・技能実習の技術移転という枠組みを変えるものではございません。

ただ、研修の中にも、やはり就労しながら学ぶものにはあるわけで、就労という側面があるものについては労働関係法令を適用してその労働関係法令の規制も受けさせよう、こういう趣旨でございます。

時間外労働等についてでございますが、技能実習生は、受け入れ機関との雇用契約に基づきまして、労働者として、より実践的な技能等を習得するための活動を行います。労働関係法令が適用されるため、技能実習制度の趣旨から逸脱しない範囲内で時間外労働等が認められております。

本省入国管理局におきましては、平素より、労働関係法規の遵守について技能実習実施機関を指導しているところ、労働関係法令に違反するよう

な受け入れを行つてゐる悪質な機関に対しては、労働基準監督機関との連携のもと、地方入国管理局において積極的に実態調査を実施して、当該技能実習実施機関に対して不正行為の認定等を行つてゐるということでは正を図ろうとしているといふことでございます。

○滝委員 今、局長から、技術移転という本来の大義名分はいさかも変わつてない、こういうよう改めての御答弁をいただきました。

そこで、昨年、国際研修協力機構といふんですか、これが、日本で研修した人たちが帰国してどうなつてゐるかという調査をしましたね。それで見て、実際に技術移転というのが確認できるんで

しょうか。その辺のことをお答えいただきたいと思います。

○西川政府参考人 財團法人国際研修協力機構におきまして、平成十九年の九月から十二月に帰国した技能実習生約一万二千人を対象として、帰後の就職状況等についての調査を実施したというふうに承知をしております。

その調査によりますと、帰国後、研修等と同種の仕事であるもとの職場に復職した者が四千四百

人、これに加えて、研修等と同種の仕事である別
の職場に転職した者が約一千八百人であるという
結果が報告されているということござります。

この調査結果からは、帰国した研修生、技能実習生の少なくとも半数以上が我が国で習得した技術等を本国で活用しているというふうに考えられまして、開発途上国への技術移転という研修、技能実習制度の本来の目的は失われていないというふうに考えております。

確かに研修生が帰国してもとの職場に復帰する、あるいは研修した業務内容と同じ職種についているという人たちには、平均すれば五割程度だと思いますけれども、中国が断然成績がいいんですね。タイとかミャンマーがそれに次ぐ。あの国は、ほとんど本国にそれらしき職場がない、あるいは生かすところがないということが実態ではないのかなと。そういう意味では、その他の東南アジア、恐らく七、八カ国になると私は思いますけれども、技術移転になつてているかどうかというのは判断しがたいですけれども、その仕事が必ずしも生かされているとは限らないということが言えるんじゃないかなと。

そういう意味では、この国際研修協力機構の調査は何となく手前みそな感じがするわけでござりますけれども、その辺のところはもうちょっと受け入れ側もきちんととする必要があるようと思ふん

次に、この問題については、しばしば問題にならぬのが、研修生を送り出す方も受け入れる側も、本来、送り出し側、受け入れ側じゃなくて、もうちょっと別のあっせん機関があるように言われていますね。営利目的で仲を取り持つて要するにお金を取り取るというのがありますし、インターネットを見ていても、受け入れ機関の法人を譲りますというような広告まで出ているわけでございます。

今回の改正で、受け入れ団体等が費用を徴収する場合には、その金額それから費用の使い道を明

示しなさいという規定があるんですけれども、いわば単純に受け入れ固体、送り出し固体だけじゃなくて、仲を取り持つてあっせんする团体なんかはどうやつて規制するのか。今度の条文で規制ができるのかどうか、それについてお答えをいただきたく思います。

○西川政府参考人 確かに、一部の送り出し機関につきましては、不當な保証金の徴収、それから我が国の労働法規に違反する規定のある契約を研修生と締結した等、さまざまな事実が判明しております。

そこで、今回の法改正の中でも、こういふ不当な研修生、技能実習生のあつせん行為を行つた外国人については退去強制事由に入れるなどの措置をとつておりますが、それ以外に、この法改正とあわせまして、これは下位法令で定めることにならうというふうに思いますが、不正行為に関与した者に対する制裁の強化でありますとか、それから外国への送り出しへ幾回かと併せ生じとの契約書等の書類

外目の立場としての問題の研究等の委託業者等に
類については、これを入国管理局に提出させるな
どして確認をして、不当な中間搾取等がないよう
にしていくう、このような措置をとつて、不当な
送り出し機関あるいは受け入れ団体についてはで
きるだけこのシステムから排除していくという方

向で努力しようというふうに思っております。
○滝委員 やはり、そういうようなところがいわ
ばビンはねをするということが、結局研修生のい
わば待遇がそれだけ削り取られるということにな
るわけですが、さすがに、当然もつと目を光らせ

もう一つ、研修機関に関連して、国際研修協力機構に、関係省庁は法務省も入れまして五省庁あるんでしたかね、かなりの金額の政府支出金を出していると思うんですけれども、これは毎年ふえていくんですけど、あるいは削減の方向にあるんでしょうか。とにかく、今の段階で見れば、大体五億円程度が五省庁から毎年出されていると思います。

すけれども、その辺のところはどういうふうに見ていらっしゃるのか、お聞きしたいと思うんです。

○西川政府参考人 平成十九年度におけるJ－IT
C－Oの決算報告によりますと、国による支援は補助金と受託金等を合わせて約六億二千万円ということになります。

それで、十五年から十九年までを見ますと、若干のこぼこはございますけれども、平成十五年が六億九千万元、若干減りながら六億二千万円になっている、このような状況であるうかというふことになります。

うに思ひます
○滝委員 日本は今景気が悪い、したがつて研修生を受け入れる余裕がないという前提に立てば、当然、今まで一本調子でふえてきた研修生がこれからふえるのか減るのか、微妙なところだらうと思ふんだけれども、予算の方は少しばかり減つているよう私には思えますので、その辺のこところ、要するに、入管局がこれまで決められるん

は入管じゃなくて経済産業省なんか外務省なんか、よくわからないところでござりますけれども、その辺の調整はちゃんとできているんじようか。そこが心配でございます。

これは答弁をいたぐと時間がかかりますから、次に移りたいと思います。

年間、その後の実務研修が二年間ありましたね。それを今度は、最初の一年間の非実務研修は二ヶ月間だけに原則絞るんですか。そうすると、あとの十力月は、いわば実務研修になると思うんですね。

当をやめて、恐らく労働契約による報酬を定める、こういうことになるんだろうと思います。それでいいのかどうか。

それから二点目は、関係者が心配しているのは、最初の二ヶ月を経た後の後半の十九月、これは、労働契約による実態を反映した制度に切りかえるわけですから、当然、所定外の時間外労働も認められるだろう。そうすると、まず問題になつてくるのは、三六協定は、だれとだれとが当事者になつて決めるのか。そして、そのときの時間外労働は、後半二年間と同じように、ある程度自由に時間外労働を専門内に決めていけるのだが

○西川政府参考人 今回の入管法改正におきましては、かつて研修だった部分については、技能実習一ということで整理をいたしまして、実務研修を行いう場合は、原則として雇用契約に基づいて技能習得活動を行うことを義務づける、したがつうか。その二点について、まずお答えをいただきたいと思います。

て、労働基準法や最低賃金法等の労働関係法上の保護は受けられるようにする、これが眼目ということになります。

入国者数の多い団体監理型を例に説明しますと、入國後一定期間、これについてはまだ正式に

決定はしていませんけれども、六分の一程度の二
力月ぐらいかなというふうに考えておりますが、
受け入れ団体において、講義形式で実施する講習
を実施し、その後、企業等との雇用契約を締結す
る、それで、技能等の習得活動に従事してもらう

ことを予定しております。したがつて、雇用契約の締結後は、本邦での生活実費相当額と位置づけられていた従来の研修手当ではなくて、労働の対価としての賃金を支払っていただくということになりますので、最低賃金法の適用を受けるということになります。

がつて、これはあくまで目的は技能習得でございますので、技能習得活動の趣旨を逸脱しない範囲という制約はかかりますが、その範囲内では残業も認められるということになりますし、三六協定等も含めて適用になるというふうに思います。

○滝委員 みんなが心配しているのは、後半の二年間とその前の十ヶ月では、所定時間外労働に何か制約上違いが出てくるのかなという心配をいたしておられます。したがつて、後からぎやふんと言われないように、基準をつくるなら早目におつくりをいただきたいと思いますので、よろしくお願ひを申し上げたい。

それから二番目に、この人たちは当然、国民健康保険にも入ることになるでしょうし、それから、住所地を定めれば当然、国民年金の加入にもなるわけですね。ところが、わずか二年とか三年ですから、国民年金に入るはどうだろうかといふ考え方もあります。ありますけれども、実際に研修中例えば将来とも回復できないような障害を受けたことを考えたら、障害年金を将来もらうためには国民年金に入っていた方が得だということもなるわけです。

その辺のところも含めて、まず、いつの時点で国民健康保険あるいは国民年金に入るのか。当然、住所を定めたときからだというふうには思いますが、改めて確認をさせてもらいたいのと、それから、国民年金の問題について説明をしていただきたいと思います。

○川政府参考人 外国人の方につきましての国民年金また国民健康保険の適用と、特にこの研修・技能実習につきましてのお尋ねかと思いましては、外国人登録を行つた時点から、これらの制度が適用されるということです。

また、雇用契約がある常用の労働者といった方につきましては、国民年金、国民健康保険ということではなくて、厚生年金それから健康保険が適

用されるといったことでございます。

それからまた、こういった方々は長く日本に居住されるわけではございません、いずれ帰られるわけでございますけれども、こういった方々につきまして年金制度を適用するといったことの考え方でございますけれども、この点につきましては、ILの条約等に基づきまして、国籍を問わず、そういういた社会保障をすべき、こういった要請に基づくものでございますし、また、老齢に限らず、途中で不幸にして障害とかお亡くなりにならぬ、こういった方につきましての所得保障の必要性、こういったところから適用がされているものと、いうふうに考えておるところでございます。

○滝委員 ありがとうございました。

そこでもう一遍、これは入管局長にお伺いしますけれども、先ほども御答弁いただきましたように、今度の改正で、中間搾取を排除するために、いろいろなごまかしをやるような人たちを排除したい、こういうことで、不正な研修あるいは技能実習活動のあっせんを行う者については国外退去をさせる、こういうようなことが改めて加わってきました。

それともう一つは、国外退去だけじゃなくて、先ほども局長から御答弁いたしましたように、規制を強化することですから、国内の関係者もペナルティーの対象になつてくるんだろうと思うんですけれども、その際に考えなきやならぬことは、関係の研修生が、世話役がおかしいからといって一緒に国外へ退去命令させられるなど、せつかくの玉のこしがどこかへ飛んじやうんですね。そういうことを大変心配している向きがございます。したがつて、あくまでもこういう中間搾取を排除するんだというような法律の条文の運用を心がけてもらいたいというのが、恐らく関係者ら、みんな心配するところではないだろうかなと思います。

そういう点で、例えば事実と異なる在籍証明書とか雇用契約書等が見つかつたらだめよ、こういふう今度の条文ですけれども、送り出し側の方で、要するに海外でやられたときには、受け取り側の

方はそれはわからないんですね。だから、そういう点も、国内の実際の受け入れ側がよくわからないのに、そのペナルティーを受け入れ側が受けるというようなことは何とか避けてもらいたいという思いがあるんだろうと思いますけれども、この点について、局長の見解をお聞きしたいと思います。

○西川政府参考人 委員御指摘のとおり、今回の研修・技能実習制度の見直しは、一部の受け入れ機関あるいは送り出し機関において制度本来の趣旨に反して不適正な受け入れが行われて、研修生、技能実習生が実質上低賃金労働者、時には過酷な待遇に置かれる、これを何とか防ごうということでございます。

送り出し機関につきましては、委員もおっしゃられましたとおり、そもそも海外にあるということでなかなか情報収集が難しくございますが、まず、日本に実際に来る研修生、技能実習生からもきちんと事情を聞いて、実情はどうなのかというのをよく把握する、それから、場合によっては海外の機関あるいは海外の政府とも協力をして、そういう送り出し機関についてはとにかくこのシステムから排除していくということを真剣に検討して、かつ実施していかなければならないというふうに思つております。

それから、もちろん管理は強化しなければならないというふうに思つておりますが、研修生、技能実習生について、日本に実際に来て、何ら落ち度がないにもかかわらずこのシステムから排除されることは、これはまたまさに氣の毒な話ということになつておりますとおもつております。

○滝委員 ありがとうございます。

そういうふうに運用に努め、それから、今回の改正によつて随分実態に即した改正が成るわけでござりますから、それに従つて、かつ技術移転という旗振りがいいても、さまざま問題はほんとあります。

○森國務大臣 滝委員が冒頭おっしゃいましたように、ある意味で妥協の産物のようなこの制度でございますけれども、これは日本にとつても、また研修生にとつても極めて有意義な制度であるということを確信しております。

そうはいつても、さまざま問題はほんとありますので、そういう問題が少しでも起こらないよう運用に努め、それから、今回の改正によつて随分実態に即した改正が成るわけでござりますから、それに従つて、かつ技術移転という旗振りがいいともかかわらずこのシステムから排除されることは、これはまたまさに氣の毒な話ということになつておりますとおもつております。

○滝委員 ありがとうございました。

それから、もちろん管理は強化しなければならないというふうに思つておりますが、研修生、技能実習生について、日本に実際に来て、何ら落ち度がないにもかかわらずこのシステムから排除されることは、これはまたまさに氣の毒な話ということになつておりますとおもつております。

○山本委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時三十一分散会

○滝委員 ありがとうございました。

その辺は柔軟に対応していきたいなというふうに思つております。

その辺は柔軟に対応していきたいなというふうに思つております。

法務委員会議録第七号中正誤

第一類第三号

法務委員会議録第十号

平成二十一年五月十二日

平成二十一年五月二十日印刷

平成二十一年五月二十一日發行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

A